

## 2. コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン

スポーツ団体のコンプライアンス強化は、組織基盤の整備と教育がコンプライアンス強化の両輪です。

コンプライアンス強化のための組織基盤と聞くと、懲罰制度に目が行きがちですが、懲罰制度だけでは、不祥事を直接的に減らすことはできませんし、不祥事が発生した場合に、スポーツ団体として、行為者を処分する以外に行うべきことも多数あります。基本的な計画に基づいて、コンプライアンス強化を推進する組織体(コンプライアンス委員会など)も重要な組織基盤であり、不祥事が生じたときの危機管理体制を構築することも重要です。

さらに、懲罰制度と一概に言っても、その内容は、不祥事の調査、処分内容の審査、処分に関する紛争解決、不祥事に関する相談窓口といったものに細分化することができます。これらの制度が相互に作用して、初めて懲罰制度が有効に機能します。

以下では、コンプライアンス強化の組織基盤の整備に関して、上記の制度の分類に従って、順に具体的に述べることにします。



## (1) コンプライアンス推進組織の設置(6項目)

- |  |
|--|
| □ a コンプライアンス強化を担う会議体(コンプライアンス委員会など)が常設され、実施されていること |
|--|

本ガイドライン別紙1 コンプライアンス委員会規程<sup>21</sup>2条

### 【解説】

#### ◆ 求められる理由

コンプライアンス強化は、一回的な取り組みで実現できるものではなく、日々の積み重ねによって実現されるものです。特に、コンプライアンス強化の観点からは、どのような項目を重点的に強化していくか、誰に対して重点的に教育していくかなど、計画的な取り組みを行う必要があります。

大枠は基本計画で示されるとしても、それだけで具体的な対応に当たることは不可能です。会議体を常設し、継続的に会議を実施する必要があります。

#### ◆ ポイント～委員会を常設することの意味

コンプライアンス委員会を特別委員会にし、必要が生じたときだけ開催しているスポーツ団体や、常設委員会にしているものの実質的に開催されていないスポーツ団体もあるかもしれません。

しかしながら、コンプライアンス強化は、不祥事の事後対応のみを意味するものではありません。各スポーツ団体において、積極的に、問題点を洗い出し、登録者等と問題を共有するプロセスは、団体が存する限り永続的に行われなければなりません。そして、コンプライアンス強化は毎年毎年取組むことによって初めて達成されていくものです。

したがって、委員会は常設し、かつ定期的に開催する必要があると考えられます。

---

<sup>21</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_07.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_07.pdf)

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人全日本柔道連盟は、暴力根絶特別委員会を発展解消し、コンプライアンスの確立、暴力事案等への対応を目的として、常設の委員会であるコンプライアンス委員会を設置しています<sup>22</sup>。
- 公益財団法人日本テニス協会は、ガバナンスおよびコンプライアンスを担当する部門として、専務理事直轄として常設のコンプライアンス室を設置しています。
- 公益財団法人日本スケート連盟は、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス委員会を設置するなど、規程、体制等の整備を行っています。
- 一般社団法人全日本テコンドー協会は、専務理事、監事、外部専門家(弁護士、公認会計士)等で構成したコンプライアンス委員会を立ち上げ、適正な協会運営に対する議論を行っています。なお、コンプライアンス委員会の議事録もウェブサイトで公開されています。
- 一般社団法人日本野球機構は、プロ野球コミッショナー及びコミッショナー事務局、12 球団並びに各球場で構成されるプロ野球暴力団等排除対策協議会を設立し、暴力団等排除活動を行っています。

---

<sup>22</sup> [http://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2015/06/H26\\_houkoku.pdf](http://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2015/06/H26_houkoku.pdf)

□ b コンプライアンス強化を担う会議体(コンプライアンス委員会など)の権限事項として、コンプライアンス方針の策定、推進などが規定され、実施されていること

本ガイドライン別紙1 コンプライアンス委員会規程<sup>23</sup>5条

### 【解説】

#### ◆ 求められる理由

コンプライアンス強化は、スポーツ団体におけるあらゆる業務と密接不可分の関係にあります。そのため、コンプライアンス強化を担う会議体(コンプライアンス委員会など)の権限事項は極めて広範かつ不明確となるおそれがあります。

そこで、コンプライアンス強化を担う会議体の権限の中心は、コンプライアンス方針の策定、推進であることを明記し、他の会議体との権限の配分を明確にする必要があります。

#### ◆ ポイント

##### ① 権限事項の規定

コンプライアンス強化を担う会議体(コンプライアンス委員会など)の権限事項が明確に規定されていて初めて、この会議体のメンバーが何をすべきか明らかになり、コンプライアンス強化が推進されます。

##### ② 倫理委員会、規律委員会等との区別

コンプライアンス強化のための組織基盤を整備するうえで、倫理委員会、規律委員会と、コンプライアンス強化を担う会議体の位置づけが混同されやすいところです。

コンプライアンス強化を担う会議体は、コンプライアンス方針の策定、推進など、不祥事が生じないように、スポーツ団体におけるコンプライアンス強化を行うことを担当するものです。倫理委員会や規律委員会と呼ばれる会議体と位置づけが被ることもありますが、最も重要な点は、コンプライアンス方針の策定、推進が明確な権限事項になっているかです。いわゆる倫理委員会や規律委員会には、不祥事があったかどうか、事実を認定し、処分を行うことを担当するものもありますが、過去に生じた不祥事の責任追及とは性質が異なる業務を行って

<sup>23</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_07.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_07.pdf)

おり、かつ、倫理委員会や規律委員会は、コンプライアンス強化を担う会議体が策定した規定そのものの当否を判断する場合もあることから、両者は別個の組織としておくべきであると考えられます。

また、複数の会議体のいずれが議事をすべきか不明確である場合、双方の会議体で議事となされる、逆にいずれの会議体で議事が行われぬなどの事態が生じる可能性があります。双方の会議体で議事を行うことは二度手間であり、不要なコストを生じさせていると考えられることもできます。本来議論すべき事項が漏れてしまうことは、それ以上に大きな問題であると考えられます。ですので、これを機会に、このような混同しがちな組織の権限事項を整理する必要があります。

### ③ コンプライアンス強化を担う会議体を独立して設けない場合

スポーツ団体として、コンプライアンス強化のみを担う会議体（コンプライアンス委員会など）を独立して設けることが、コンプライアンス強化の基本的なあり方と考えられますが、予算や人的資源の関係から、コンプライアンス強化のみを担う会議体を独立して設けずに、その他の委員会にこれらの業務を担わせるスポーツ団体も、少なからずあります。

コンプライアンス強化のみを担う会議体を独立して設けないことが、直ちに問題であるとは考えませんが、このような場合には、担当する会議体の権限事項として、他の業務とともに、コンプライアンス方針の策定や推進が含まれることを明記し、権限の配分を特に明確にする必要があります。

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本スケート連盟のコンプライアンス委員会は、以下の事項を権限事項にしています<sup>24</sup>。
  - ① コンプライアンスに関する方針、体制、関連規程等に関する事項
  - ② コンプライアンスに係わる解決すべき課題の発生の対応に関する事項
  - ③ コンプライアンスについての啓発に関する事項
  - ④ コンプライアンスについての対応状況点検に関する事項
  - ⑤ その他、コンプライアンスに関し必要な事項
  
- 一般社団法人全日本テコンドー協会のコンプライアンス委員会は、以下の事項を権限事項にしています<sup>25</sup>。従前、コンプライアンス委員会は、事案の調査結果に基づき裁定までを担っていましたが、調査機関と裁定機関の分離の観点から変更されました。
  - ① 理事会又は正会員総会の決裁事項及び常務理事会の決裁事項の立案又は意見具申
  - ② コンプライアンス相談窓口の運営
  - ③ 当法人の関係者または各専門委員会からコンプライアンスに関する相談の対応
  - ④ 当法人の役職員、会員、専門委員会委員及び専門スタッフ、審判員、加盟団体並びに準加盟団体(以下「当法人の関係者」という。)の定款、倫理規程違反等コンプライアンス違反の調査
  - ⑤ コンプライアンス違反に関する裁定委員会等への処分申請
  - ⑥ コンプライアンスに関する研修の企画・実施
  - ⑦ 前各項に附随する業務

<sup>24</sup> <http://skatingjapan.or.jp/images/jsf/file/09compliance.pdf>

<sup>25</sup> [http://data.ajta.or.jp/regulations/ajta\\_regulations-committee.pdf?3628183](http://data.ajta.or.jp/regulations/ajta_regulations-committee.pdf?3628183)



- c. コンプライアンス強化を担う会議体のトップがスポーツ団体の理事を兼ね、スポーツ団体のコンプライアンス強化の業務担当理事となっていること

本ガイドライン別紙1 コンプライアンス委員会規程<sup>26</sup>4条

### 【解説】

#### ◆ 求められる理由

コンプライアンス強化は、スポーツ団体運営における業務の中でも相当程度重要性の高い業務です。

コンプライアンス強化を担う会議体のトップがスポーツ団体の理事になることで、スポーツ団体の理事会においても、重要性の高い業務であることの認識を深める必要があります。

#### ◆ ポイント ～理事会の専権事項

一般法人法90条4項及び194条によれば、一般社団法人及び一般財団法人の理事会は、重要な業務執行の決定を理事に委任することができません。

コンプライアンス強化を担う会議体の決定事項の中には、スポーツ団体の重要な業務執行に当たる事項が含まれる可能性があります。それにもかかわらず、理事会と無関係にコンプライアンス強化を担う会議体が全ての決定をなすとなれば、業務執行が法令上の要件を満たさないと解されるリスクがあります。

そこで、コンプライアンス強化を担う会議体のトップがコンプライアンス強化の業務担当理事として、スポーツ団体の理事を兼ねるようにし、当該理事が必要に応じて、コンプライアンス強化を担う会議体の決定事項を理事会に諮るようにすることが必要であると考えられます。

---

<sup>26</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_07.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_07.pdf)

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本スケート連盟は、「コンプライアンスを最優先の経営方針の一つ」と定め、専務理事がコンプライアンス委員会のメンバーになっています。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、コンプライアンス委員会のトップが連盟の副会長になっています<sup>27</sup>。
- 一般社団法人全日本テコンドー協会は、コンプライアンス委員会のトップが理事にはなっていないものの、コンプライアンスの維持・促進に関し、理事会及び常務理事会の決裁事項として、以下の事項を定めています<sup>28</sup>。理事会は、事業計画や予算など重要な業務執行の意思決定及びその管理を中心とし、スポーツ団体運営に関する事項等を各種専門委員会からの発議で行うこととし、コンプライアンスに係る事項についてはコンプライアンス委員会から常務理事会を経て理事会に上程することとしています。また、専門委員会の委員は、理事会にオブザーバー参加できることとし、積極的な参加を奨励しています。

### I 理事会の決裁事項

- ① 各事業年度のコンプライアンスに関する計画の決定
- ② 中長期のコンプライアンスに関する計画の決定
- ③ 定款、会員規程、加盟団体規程、準加盟団体規程、倫理規程その他当法人の規程違反に基づく会員、加盟団体及び準加盟団体の懲戒処分・指導等内容の決定（ただし定款等で正会員総会の決議を要する事項については正会員総会が最終決裁を行う）
- ④ 定款その他諸規程の制定、改正又は廃止の決定（ただし定款、諸規程のうち正会員総会が制定・改正・廃止を行うべき規程については正会員総会が最終決裁を行う）
- ⑤ 暴力・セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの根絶に関する取り組みの決定
- ⑥ 違法賭博、八百長、ドーピング違反、背任・横領など不祥事防止に関する取り組みの決定

### II 常務理事会の決裁事項

- ① 定款その他当法人の規程の立案
- ② コンプライアンス研修の立案
- ③ その他Ⅲのコンプライアンス委員会の決裁事項のうち予算の執行を伴うもの

<sup>27</sup> <http://www.judo.or.jp/aboutus/compliance>

<sup>28</sup> [http://data.ajta.or.jp/regulations/ajta\\_regulations-committee.pdf?3628183](http://data.ajta.or.jp/regulations/ajta_regulations-committee.pdf?3628183)

□ d コンプライアンス推進組織の構成員に、弁護士、会計士や学識経験者など、コンプライアンス強化に関する外部の有識者が選出されていること

本ガイドライン別紙1 コンプライアンス委員会規程<sup>29</sup>4条

## 【解説】

### ◆ 求められる理由

コンプライアンス強化は、法令や規則に関する知識が無ければ達成が困難な業務です。もちろん、スポーツ団体のコンプライアンス強化の業務担当理事と、スポーツ団体のコンプライアンス強化を担当するスタッフが全ての法令と規則を理解していることが理想的ではありますが、そのような状況は現実的に考えにくいところです。

また、スポーツ団体の内部に精通しているものばかりでコンプライアンス強化を担当すると、視野が狭くなりやすいという問題点もあります。他競技のスポーツ団体、公共団体、又は一般的な営利法人など、各種の知見を取り入れる観点から、外部の有識者の見識は極めて重要です。

そこで、弁護士、会計士や学識経験者など、コンプライアンス強化に関する外部の有識者がコンプライアンス強化を担う会議体の構成員に含まれるようにすべきと考えられます。

### ◆ ポイント

#### ① 外部性

「外部」という概念は不明確であり、時に議論を呼ぶものです。

会社法では、「社外取締役」の要件として、「当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役(株式会社の会社法 363 条 1 項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。)若しくは執行役又は支配人その他の使用人(以下「業務執行取締役等」という。)でなく、かつ、その就任の前 10 年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。」等を要件としています(同法 2 条 15 号)。

スポーツ団体においても、法人の「外部」であるかどうかは、同規定等を参考にすることが考えられます。もっとも、上記の規定中の「従業員」を「登録者」と読み替えて、かつてスポーツ団体に登録した経験のある者全てを排除することまでは求められないと考えられます。このように解してしまうと、競技経験のある有識者を使用することができなくなるという矛盾が生じ

<sup>29</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_07.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_07.pdf)

ることとなります。基本的には、スポーツ団体の役員や従業員、及びこれらに準じるような会議体の委員として、スポーツ団体の組織運営に直接関与しているか否かを基準とするのが適当と考えられます。これに関連して、有識者としての能力を期待されて、組織運営に直接関与しない会議体（法務委員会や財務委員会、レフェリー委員会や規律委員会など）の委員を務めたに過ぎないものは、なお外部性を有するものと考えられます。

## ② 有識者性

有識者に当たるか否かは、単に資格を有しているというだけではなく、スポーツ団体の実情やスポーツの持つ社会的意義を十分に理解した者でなければならないと考えられます。有識者性と外部性は、究極的には二律背反となる場合がありますが、その判断に当たっては、上記のとおり、外部性を判断するポイントを参考にしながら、個別具体的に考えていく必要がるところです。

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本サッカー協会は、法務委員会、監査・コンプライアンス委員会のトップに、弁護士を置いています<sup>30</sup>。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、コンプライアンス委員会のトップに、検察官として要職を歴任し、現在は弁護士を務める者を置いています。なお、柔道経験者です。コンプライアンス委員会を含む、専門委員会の運営手続について、専門委員会規程を設けており<sup>31</sup>、コンプライアンス委員会の選任基準は「理事・監事・学識経験者」と定められています。
- 一般社団法人全日本テコンドー協会は、コンプライアンス委員会のトップに弁護士を置いています<sup>32</sup>。一般社団法人全日本テコンドー協会は、外部の専門家を登用するにあたり、日本スポーツ振興センターが実施するスポーツ振興くじ助成のうちのスポーツ団体ガバナンス強化事業に対するスポーツ団体スポーツ活動助成を利用しています。
- 公益社団法人日本フェンシング協会は、法務委員会のトップに弁護士を置いています<sup>33</sup>。
- 公益財団法人日本テニス協会は、コンプライアンス室のトップに、民間での法務経験を有する人材を置いています。

---

<sup>30</sup> [http://www.jfa.jp/about\\_jfa/organization/jfa\\_structure/executive\\_committee.html#Standing](http://www.jfa.jp/about_jfa/organization/jfa_structure/executive_committee.html#Standing)

<sup>31</sup> [http://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2017/06/semmoniinkai\\_kitei20171231.pdf](http://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2017/06/semmoniinkai_kitei20171231.pdf)

<sup>32</sup> <http://www.ajta.or.jp/ajta/committee/>

<sup>33</sup> <http://fencing-jpn.jp/cms/wp-content/uploads/2018/03/fa74af89443dc6806d5f8dd821cb6416.pdf>



□ e コンプライアンス推進組織の運営手続が定款、細則等の規程に定められ、当該規程に従って行われていること

本ガイドライン別紙1 コンプライアンス委員会規程<sup>34</sup>4条、6条

### 【解説】

#### ◆ 求められる理由

コンプライアンス強化は、専門性の高い業務であり、かつ秘密性の高い情報を取扱う業務です。また、継続したコンプライアンス強化のための組織基盤を運営していくうえでの安定性などが求められます。

#### ◆ ポイント ～規程の重要性

スポーツ団体にとって、基本的な規程を定めるだけでも大きな負担であり、手続に関する細則等を定めることは過度の負担であるように感じられる場合もあると考えられます。

しかしながら、運営手続が細則に明確に定められている場合、責任者としては、自らの権限が明確になり、この細則に従ってコンプライアンス強化を推進することができますし、仮に何らかの抵抗があったとしても、定められた運営手続に従ってコンプライアンス強化を進めることができます。

また、スポーツ団体が業務を懈怠していると疑われたとしても、細則等を定めておき、これに従って運用をしていた場合には、そのことをもってまずはスポーツ団体としての責任を回避できることが少なからずあります。

そのため、負担感の多い作業であるとしても、最初に細則等を作成することは非常に実益のあることと考えられます。

<sup>34</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_07.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_07.pdf)

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本スケート連盟は、コンプライアンス委員会の運営手続について、コンプライアンス規程を設けています<sup>35</sup>。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、コンプライアンス委員会を含む、専門委員会の運営手続について、専門委員会規程を設け<sup>36</sup>、専門委員会の組織及び業務分掌を定めています。
- 一般社団法人全日本テコンドー協会は、コンプライアンス委員会を含む、専門委員会の運営手続について、専門委員会規程を設け<sup>37</sup>、専門委員会の組織及び業務分掌を定めています。専門委員会規程別紙では、コンプライアンスに係る、理事会又は正会員総会の決裁事項、常務理事会の決裁事項、コンプライアンス委員会の決裁事項がそれぞれ列挙して規定されています。
- 公益財団法人日本体操協会は、コンプライアンス委員会の運営手続について、コンプライアンス規程を設けています<sup>38</sup>。

---

<sup>35</sup> <http://skatingjapan.or.jp/images/jsf/file/09compliance.pdf>

<sup>36</sup> [http://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2017/06/semmoniinnkai\\_kitei20171231.pdf](http://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2017/06/semmoniinnkai_kitei20171231.pdf)

<sup>37</sup> [http://data.ajta.or.jp/regulations/ajta\\_regulations-committee.pdf?3628183](http://data.ajta.or.jp/regulations/ajta_regulations-committee.pdf?3628183)

<sup>38</sup> <https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2017/03/jgareg39.pdf>

□ f コンプライアンス推進組織の運営の内容について、理事会で報告され、監督を受けていること

本ガイドライン別紙1 コンプライアンス委員会規程<sup>39</sup>6 条

### 【解説】

#### ◆ 求められる理由

コンプライアンス強化は、スポーツ団体における業務の中でも相当程度重要性の高い業務と考えられます。

そして、重要度が高い業務の進展状況について、理事会の監督下において、常にチェックを実施していく必要があります。

#### ◆ ポイント

##### ① 理事会の専権事項

一般法人法90条4項及び194条によれば、一般社団法人及び一般財団法人の理事会は、重要な業務執行の決定を理事に委任することができません。

コンプライアンス強化を担う会議体の決定事項が、内容によっては、スポーツ団体の重要な業務執行に当たる可能性があることと同様に、コンプライアンス推進組織の運営が、場合によってはスポーツ団体の重要な業務執行に当たる可能性があります。

そこで、

##### ② 組織のチェックアンドバランス

スポーツ団体におけるコンプライアンス強化を図る上で、コンプライアンス推進組織自体が機能的に活動するためには、これに対するチェックを働かせる必要があります。専門のコンプライアンス推進組織に権限を委ねると同時に、理事会によるチェックを行う、チェックアンドバランスがコンプライアンス強化のキーになります。

<sup>39</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_07.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_07.pdf)

## 【具体的な実践例】

- 一般社団法人全日本テコンドー協会は、以下のとおり、理事会、常務理事会、コンプライアンス委員会の決裁事項を分配し、機能的なコンプライアンスを図れるようにしています。コンプライアンス委員会等専門委員会は理事会が指名する委員によって構成され、担当理事には委員会への出席や意見申述、委員会の開催要求等ができることとされています。各専門委員会は、決裁事項として定められた担当業務の執行につき、適宜、常務理事会及び理事会へ報告することとされ、少なくとも定例理事会において、担当業務の状況を報告しなければならないとされています。

### I 理事会の決裁事項

- ① 各事業年度のコンプライアンスに関する計画の決定
- ② 中長期のコンプライアンスに関する計画の決定
- ③ 定款、会員規程、加盟団体規程、準加盟団体規程、倫理規程その他当法人の規程違反に基づく会員、加盟団体及び準加盟団体の懲戒処分・指導等内容の決定（ただし定款等で正会員総会の決議を要する事項については正会員総会が最終決裁を行う）
- ④ 定款その他諸規程の制定、改正又は廃止の決定（ただし定款、諸規程のうち正会員総会が制定・改正・廃止を行うべき規程については正会員総会が最終決裁を行う）
- ⑤ 暴力・セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの根絶に関する取り組みの決定
- ⑥ 違法賭博、八百長、ドーピング違反、背任・横領など不祥事防止に関する取り組みの決定

### II 常務理事会の決裁事項

- ① 定款その他当法人の規程の立案
- ② コンプライアンス研修の立案
- ③ その他Ⅲのコンプライアンス委員会の決裁事項のうち予算の執行を伴うもの

### III コンプライアンス委員会の決裁事項

- ① 理事会又は正会員総会の決裁事項及び常務理事会の決裁事項の立案又は意見具申
- ② コンプライアンス相談窓口の運営
- ③ 当法人の関係者または各専門委員会からコンプライアンスに関する相談の対応
- ④ 当法人の役職員、会員、専門委員会委員及び専門スタッフ、審判員、加盟団体並びに準加盟団体（以下「当法人の関係者」という。）の定款、倫理規程違反等コンプラ

#### イアンス違反の調査

- ⑤ コンプライアンス違反に関する裁定委員会等への処分申請
- ⑥ コンプライアンスに関する研修の企画・実施
- ⑦ 前各項に附随する業務



## (2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)の構築

### ① 懲罰制度の構築(12項目)

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> a 懲罰制度における禁止行為及び処分の内容、並びに処分に至るまでの手続が定まっており、周知されていること |
|---|

本ガイドライン別紙2 禁止行為規程<sup>40</sup>

本ガイドライン別紙3 処分手続規程<sup>41</sup>

#### 【解説】

#### ◆ 求められる理由 ～適正手続

不祥事と述べることは簡単ですが、その類型は様々なものがあります。どのような行為が「不祥事」に当たり、どのような処分が下されるのか、また、不祥事があったとき、どのような手続の下に処分が下されるかは、スポーツ団体の判断に委ねられているのが原則です。

しかし、スポーツ団体の判断に委ねられているというのは、スポーツ団体が何の制約も受けることなく、懲罰を行えることとは全く異なります。スポーツ団体は、スポーツを行う者を統括し、時にスポーツを行う者に対し権利を制限し、義務を課すことがある点で、行政機関に類似した性質を有する団体です。そのため、スポーツ団体の処分は、行政機関の処分と同様に、平等かつ適正でなければなりません。

適正手続を要請する憲法 31 条や公平な裁判を受ける権利を与える憲法 32 条の趣旨を可及的に充足すべく、行政手続における不利益処分について定めた行政手続法や、不服申立手続を定めて権利保障を図った行政不服審査法の規定による異議申立手続や審査申立手続等の不服申立手続、さらには行政事件訴訟法等を参考としつつ、懲罰制度を構築する必要があります。

#### ◆ ポイント

##### ① 禁止行為、処分内容、処分手続の定め

懲罰制度を運用するためには、「何をやってはいけないか」「やってはいけないことをやれば、どのような不利益を被るか」、「処分に至るまで、どのような手続が行われるのか」を、明確にし、

<sup>40</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_08.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_08.pdf)

<sup>41</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_09.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf)

周知する必要があります。

禁止行為が何かが定められていなければ、懲罰の対象者からすれば、禁止行為を回避できない場合があります。処分内容が定められていなければ、懲罰の対象者に対してなされた処分が相当であるか、判断ができません。手続きに関する規定が定められていなければ、事実に基づいて正しい処分がなされたか、事後的に判断することができません。明確に定められ、皆が知っている規定や基準に従っていることは、公平で、迅速で、平等な懲罰実施に不可欠です。

## ② JSAA による仲裁判断による取消し可能性

日本スポーツ仲裁機構における過去の多くの仲裁判断では、「①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができる」との判断基準が採用されています。

規則が存在しないにもかかわらず、処分を行うことは、原則的には、①や②の要件に該当し、仲裁判断において処分が取り消される可能性が高いと考えられます。まずは、規程を設け、これを周知し、どのような場合に、どのようにして処分を行うかを事前に明確にしておかなければ、処分自体が取消される可能性があるため、禁止行為、処分内容、処分手続をはっきりと定めるようにしましょう。

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本スポーツ協会（旧日本体育協会）は、倫理規程<sup>42</sup>、倫理に関するガイドライン<sup>43</sup>、倫理委員会規程<sup>44</sup>のほか、加盟団体の処分に関する内規<sup>45</sup>、スポーツ少年団登録者処分基準<sup>46</sup>、公認スポーツ指導者処分基準<sup>47</sup>など、違反行為の列挙、処分の種類・内容の明示、処分手続の規定等がなされています。
- 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、倫理規程<sup>48</sup>、倫理及びコンプライアンスに関するガイドライン<sup>49</sup>、倫理委員会規程<sup>50</sup>、登録・加盟団体の処分に関する内規<sup>51</sup>など、違反行為の列挙、処分の種類・内容の明示、処分手続の規定等がなされています。
- 公益財団法人日本サッカー協会は、「懲罰規程」<sup>52</sup>として、懲罰の内容、手続き、懲罰を適用するにあたっての基準等を定めた極めて詳細な規程があり、これが同協会のホームページで公表されています。
- 公益財団法人日本水泳連盟は、処分規定が定められており<sup>53</sup>、かつこれがホームページ等で公表されています。具体的には、違反行為の列挙、処分の種類・内容の明示、処分手続や不服申立手続の規定等がなされています。
- 公益財団法人日本学生野球協会では、日本学生野球憲章<sup>54</sup>において、処分内容が定められており、同憲章や各種規則において、加盟校による事実調査及び報告、全日本大学野球連盟ないし日本高等学校野球連盟の審議委員会の審議、日本学生野球協会の審査室による処分決定といった不祥事処分決定に至るプロセスが定められています。

<sup>42</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/rinrikitei161109.pdf>

<sup>43</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/rinriguideline161109.pdf>

<sup>44</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation025.pdf>

<sup>45</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation003.pdf>

<sup>46</sup> [http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/club/data/pdf/shonen\\_shobunkijyun.pdf](http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/club/data/pdf/shonen_shobunkijyun.pdf)

<sup>47</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/shobunkijyun.pdf>

<sup>48</sup> [http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri\\_kitei.pdf](http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri_kitei.pdf)

<sup>49</sup> <http://www.jsad.or.jp/news/%E5%80%AB%E7%90%86%E5%8F%8A%E3%81%B3%E3%82%B3%E3%83%B3%E3%83%97%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3.pdf>

<sup>50</sup> [http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri\\_iinkai\\_kitei.pdf](http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri_iinkai_kitei.pdf)

<sup>51</sup> [http://www.jsad.or.jp/about/pdf/touroku\\_naiki.pdf](http://www.jsad.or.jp/about/pdf/touroku_naiki.pdf)

<sup>52</sup> 懲罰規程 <http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/br26.pdf>

<sup>53</sup> [https://www.swim.or.jp/about/download/rule/r\\_shobun201710.pdf](https://www.swim.or.jp/about/download/rule/r_shobun201710.pdf)

<sup>54</sup> [http://www.student-baseball.or.jp/charter\\_rule/kenshou/pdf/charter.pdf](http://www.student-baseball.or.jp/charter_rule/kenshou/pdf/charter.pdf)



## 【解説】

### ◆ 求められる理由 ～適正手続

不祥事と述べることは簡単ですが、その類型は様々なものがあります。どのような行為が「不祥事」に当たり、どのような処分が下されるのか、また、不祥事があったとき、どのような手続の下に処分が下されるかは、スポーツ団体の判断に委ねられているのが原則です。

しかし、スポーツ団体の判断に委ねられているというのは、スポーツ団体が何の制約も受けることなく、懲罰を行えることとは全く異なります。スポーツ団体は、スポーツを行う者を統括し、時にスポーツを行う者に対し権利を制限し、義務を課すことがある点で、行政機関に類似した性質を有する団体です。そのため、スポーツ団体の処分は、行政機関の処分と同様に、平等かつ適正でなければなりません。

適正手続を要請する憲法 31 条や公平な裁判を受ける権利を与える憲法 32 条の趣旨を可及的に充足すべく、行政手続における不利益処分について定めた行政手続法や、不服申立手続を定めて権利保障を図った行政不服審査法の規定による異議申立手続や審査申立手続等の不服申立手続、さらには行政事件訴訟法等を参考としつつ、懲罰制度を構築する必要があります。

### ◆ ポイント

#### ① 処分対象者と処分内容の定め

懲罰の根幹は、「してはいけないこと」と、「どのような処分がなされるか」の2点につきます。その意味で、誰が何をしてはいけないか、また、どのような処分がなされるかを明示することは不可欠です。

スポーツ団体としては、処分を受ける可能性のある者が、禁止行為を回避するために、処分をなす可能性のある者を網羅的に対象者とする必要があり、また、禁止行為も可能な限り列挙しておかなければなりません。

また、どのような処分をなすかについても、明記することで初めて処分を受ける可能性のある者がその重さを理解し、禁止行為を回避する努力をするものと考えられます。この意味で、どのような処分を受ける可能性があるかについても、列挙しておく必要があります。

<sup>55</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_08.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_08.pdf)

## ② 登録者等でない者の不祥事

スポーツ団体の役職員、委員会の委員、登録者(選手、指導者、審判その他)等、加盟団体の役職員など、スポーツ団体への登録者が対象者となることは、比較的イメージのしやすいところではあります。

チームや、加盟団体のように、法人や組織(社団)が処分の対象者となることは忘れられがちですが、法人や組織の構成員が共同で不祥事を行った場合など、法人や組織を処分すべき場合もあることは、実際にトラブルをイメージすれば理解できると思います。

スポーツ団体に固有な場面は、むしろ、スポーツ団体や加盟団体に所属しない個人や法人その他の組織が、スポーツ団体の競技会に関与し、不祥事を行う場面が存在することです。例えば、各チームが興業を行うスポーツを観戦する個人と、スポーツ団体との間には何らの契約関係や登録関係は存在しません。しかしながら、これらの個人が差別的な言動を取れば、スポーツ団体として何らかの措置を取る必要があります。選手の指導者(監督やコーチ)はスポーツ団体に登録されていますが、トレーナーは登録がないスポーツ団体も複数あります。このようなスポーツ団体において、コーチと同様にトレーナーが関係者に暴力をふるった場合、トレーナーの行為について、何らの責任を問わないということも違和感があると思います。

対応方法としては、スポーツ団体や加盟団体に所属しない個人や法人その他の組織に対して、将来の登録を認めない、という処分を行うか、スポーツ団体や加盟団体に所属しない個人や法人その他の組織を監督すべき権限を有する者が、適切な監督を行っていないものとして処分を行う、といったものが考えられます。各スポーツ団体において競技会への関与が見込まれる無資格者を想定し、どのような対応が適切か、検討する必要があります。

## ③ 法律上の権限との調整

理事や監事は一般法人法上の規律を受け、またスポーツ団体の職員は労働法上の規律を受けます。理事や監事との関係でいえば、懲罰制度は、例えば一般法人法上の理事間の監督権限を排除するものではありませんし、また、理事や監事を解任するプロセスそのものは、一般法人法の定めに従って実施しなければなりません。職員との関係では、従来行われてきたスポーツ団体の職員に対する懲戒処分と別個に、懲罰制度を実施しなければならないものでもありません。その意味で、理事や監事、職員を懲罰制度の対象としない選択も有り得ないわけではありません。

しかし、中小規模のスポーツ団体において、理事や監事、職員に対して、懲罰制度と別個に、理事や監事の不祥事調査や、職員の懲戒処分にリソースを割くことは現実的でないと考えら

れます。少なくとも、事実調査に関しては、原則として、理事や監事、職員と、それ以外の対象者と区別をする必要はありません。現状、制度が整備されていない、または制度が実際に運用された例がないスポーツ団体においては、まずは、理事や監事、職員についても、懲罰制度の対象者とするのが適当と考えられます。

#### ④ 資格停止の意義

一般論として、資格停止処分は、処分の中でも比較的重い処分といえます。

しかしながら、資格停止の持つ意味は一義的ではありません。スポーツ団体が実施する競技会に参加させないというほかに、どのような意味があるか、明確にする必要があります。選手や指導者であれば、当該スポーツ団体や加盟団体が実施する競技会に参加させないのみでなく、他の登録者との練習その他の競技活動一切に参加させるべきでない場合もあると考えられます。

資格停止の際にどのような効果が発生するのか、具体的な定めが必要となってくる場面が多いと考えられます。

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本スポーツ協会（旧日本体育協会）は、倫理規程<sup>56</sup>、倫理に関するガイドライン<sup>57</sup>、倫理委員会規程<sup>58</sup>のほか、加盟団体の処分に関する内規<sup>59</sup>、スポーツ少年団登録者処分基準<sup>60</sup>、公認スポーツ指導者処分基準<sup>61</sup>など、違反行為の列挙、処分の種類・内容の明示、処分手続の規定等がなされています。
- 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、倫理規程<sup>62</sup>、倫理及びコンプライアンスに関するガイドライン<sup>63</sup>、倫理委員会規程<sup>64</sup>、登録・加盟団体の処分に関する内規<sup>65</sup>など、違反行為の列挙、処分の種類・内容の明示、処分手続の規定等がなされています。
- 公益財団法人日本サッカー協会は、「懲罰規程」<sup>66</sup>において、対象者及び処分内容を明示しております。また、団体に登録されていないサポーターが差別的な発言または行為をした場合についても、当該チームに対し罰金等の懲罰を科し、重大なものであれば勝ち点の減点などの処分を科することができます。
- 公益財団法人日本学生野球協会は、日本学生野球憲章<sup>67</sup>27条1項にて、「学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員」が憲章違反行為をした場合「当該の者」に対し、「部員または指導者」が憲章違反行為をした場合「当該加盟校の野球部」に対し、「加盟校を設置する法人の役員または前項以外の教職員、応援団もしくはその他学校関係者」が憲章違反行為をした場合「当該加盟校の指導者または野球部」に対し処分できるとして、処分の対象となる場合を明確にしています。

<sup>56</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/rinrikitei161109.pdf>

<sup>57</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/rinriguideline161109.pdf>

<sup>58</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation025.pdf>

<sup>59</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation003.pdf>

<sup>60</sup> [http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/club/data/pdf/shonen\\_shobunkijyun.pdf](http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/club/data/pdf/shonen_shobunkijyun.pdf)

<sup>61</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/shobunkijyun.pdf>

<sup>62</sup> [http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri\\_kitei.pdf](http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri_kitei.pdf)

<sup>63</sup> <http://www.jsad.or.jp/news/%E5%80%AB%E7%90%86%E5%8F%8A%E3%81%B3%E3%82%B3%E3%83%B3%E3%83%97%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3.pdf>

<sup>64</sup> [http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri\\_iinkai\\_kitei.pdf](http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri_iinkai_kitei.pdf)

<sup>65</sup> [http://www.jsad.or.jp/about/pdf/touroku\\_naiki.pdf](http://www.jsad.or.jp/about/pdf/touroku_naiki.pdf)

<sup>66</sup> <http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/br26.pdf>

<sup>67</sup> [http://www.student-baseball.or.jp/charter\\_rule/kenshou/pdf/charter.pdf](http://www.student-baseball.or.jp/charter_rule/kenshou/pdf/charter.pdf)

- c 内部通報制度、相談窓口制度への通報のほか、事実調査の開始の要件が明確に定まっていること

本ガイドライン別紙3 処分手続規程<sup>68</sup>4条

### 【解説】

#### ◆ 求められる理由

スポーツ団体による処分は、対象者に対してスポーツの内外で大きな影響を与える可能性があるものであるところ、この効果を恐れて、処分すべき事実があるかもしれないにもかかわらず、事実調査すらせずに不祥事を放置する事例が散見されます。逆に、スポーツ団体による処分の効果に着目して、懲罰制度を不当に利用されるおそれもあります。

事実調査を開始する要件を明確に定め、形式的に事実調査を進められるようにすることで、スポーツ団体が恣意的に制度を運用することを排除し、必要な事実調査を確実に行うことができます。

#### ◆ ポイント ～事実調査開始の要件

被害申告の窓口は、原則としては相談窓口に一本化することが明確で分かりやすいと考えられます。相談窓口は、被害者でなくとも申告が可能となっており、事実調査に移行するかどうかの最低限の判断を行うことができるように制度設計されていることが通常であるからです。

このほかに、公益財団法人日本スポーツ協会(旧日本体育協会)の暴力行為等相談窓口のように、スポーツ団体が加盟している団体における、当該スポーツ団体内の不祥事の相談を受け付ける窓口を通じて、被害申告がなされる場合があります。この場合、事実調査をすべきであるとして当該スポーツ団体に連絡がなされていることから、事実調査を開始すべき要件として列挙すべきであると考えられます。

トップアスリートの不祥事が報道された場合や、自らの不祥事をスポーツ団体に対して自己申告してきた場合など、内部外部の相談窓口以外から不祥事の疑いが生じた場合に、特に危機管理の観点からは事実調査を開始すべきでしょう。倫理委員会、規律委員会等や、その委員長、又は監事等の判断に基づいて、事実調査を行うことができるということが考えられます。もっとも、中立的な立場の者に権限を与えたとしても、不当な働きかけを完全に排除することは困難です。そのため、これらの手段は例外的なものであることを強調すべきでしょう。

<sup>68</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_09.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf)

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本サッカー協会は、同協会が定める懲罰規程 14 条～16 条において、懲罰手続きの際に、規律委員会及び裁定委員会が調査を行う場面を規定しています。
- 公益財団法人日本水泳連盟では、不祥事に関する通報・相談について、一本化された相談窓口である「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」が対応することになっています<sup>69</sup>。そして、匿名でなされた通報であっても、通報内容に具体性がある場合には調査を行う運用になっています。
- 公益財団法人日本学生野球協会では、注意・厳重注意および処分申請等に関する規則（全日本学生野球連盟）<sup>70</sup>において、加盟校の学長は当該校の関係者について、各地区大学野球連盟は当該連盟の関係者について、日本学生野球憲章に違反する事実があると考え、または日本学生野球憲章の理念を実現するために注意・厳重注意が必要と考えられるとき、事実関係を調査する義務を負うことが定められています。また、注意・厳重注意および処分申請等に関する規則（日本高等学校野球連盟）<sup>71</sup>において、加盟校の学長は当該校の関係者について、都道府県高等学校野球連盟は当該連盟の関係者について、日本学生野球憲章に違反する事実があると考え、または日本学生野球憲章の理念を実現するために注意・厳重注意が必要と考えられるとき、事実関係を調査する義務を負うことが定められています。

---

<sup>69</sup> 「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程

[https://www.swim.or.jp/about/download/rule/r\\_consultation\\_20140530.pdf](https://www.swim.or.jp/about/download/rule/r_consultation_20140530.pdf)

<sup>70</sup> [http://www.student-baseball.or.jp/charter\\_rule/rule/doc/punishment\\_jubf.pdf](http://www.student-baseball.or.jp/charter_rule/rule/doc/punishment_jubf.pdf)

<sup>71</sup> [http://www.student-baseball.or.jp/charter\\_rule/rule/doc/punishment\\_jhbf.pdf](http://www.student-baseball.or.jp/charter_rule/rule/doc/punishment_jhbf.pdf)

□ d 事実認定を行う者が、中立かつ専門性を有するものであること

本ガイドライン別紙3 処分手続規程<sup>72</sup> 条 3 項、6 条 1 項  
本ガイドライン別紙4 事実調査委員会・処分審査委員会設置規程<sup>73</sup> 4 条

**【解説】**

**◆ 求められる理由**

事実調査、事実認定は、どのような証拠や証人がいるかを検討し、実際に証拠や証言を精査してその信用性を吟味したうえで、証拠及び経験則に照らし合わせて、当該事実があったかどうかを判断するという作業です。

事実認定の過程に、事実調査の対象者と密接な関係性を持つ者が関与していた場合、当該対象者に対して有利となるよう、つまり、本来あるはずの事実がなかったとの認定を下す動機があるといえます。逆に、事実調査の被害者と密接な関係性を持つ者が関与していた場合、当該被害者に対して有利となるよう、つまり、ないはずの事実があったとの認定を下す動機があるといえます。当該事実調査を行う者が、このように関係者と密接な関係性を持っていた場合、中立的に事実認定を行ったとしても、将来その判断の公正に疑念を抱かれる可能性は排除できません。そこで、密接な関係性を有する者を、事実認定に関与させないようにする必要があります。

また、事実認定の結果自体は、一般の経験則に沿うものでなければならない点で、一般人が納得できるものを目指すべきですが、他方で、誰もが納得できる事実認定を行う作業は、多分に経験がものをいうものであり、専門的な知識が不可欠です。そこで、弁護士、会計士や学識経験者など、事実認定の業務に精通した者が担当するようにすべきと考えられます。

**◆ ポイント**

① 中立性

中立性を判断するうえで参考となるのは、民事訴訟法や刑事訴訟法における除斥、忌避及び回避の制度があげられます。

民事訴訟法では、「裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者であるとき、又は事件について当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき」「裁判官が当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族である

<sup>72</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_09.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf)

<sup>73</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_10.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_10.pdf)

とき、又はあつたとき」「裁判官が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき」「裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき」など（民事訴訟法 23 条 1 項）、刑事訴訟法では、「裁判官が被害者であるとき」、「裁判官が被告人又は被害者の親族であるとき、又はあつたとき」、「裁判官が被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき」、「裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき」（刑事訴訟法 20 条 1 項）などに、当該裁判官は裁判をしてはならないことを定めています。事実認定の手續は、裁判手續とは異なりますが、手續への信頼を確保するために、行為者や被害者と密接な関係性を有する人物の関与を排除することが必要という点では同じであると考えられます。

さらに、スポーツ団体の特徴をいえば、同窓、同門であることなどの結びつきが強固であることが多いため、場合によっては、先輩や後輩の関係にある者が調査を行うことも排除することが望ましいといえます。

## ② 専門家の関与

弁護士等の事実認定に詳しい専門家が事実認定に関与することは重要ですが、事実調査の対象となる不祥事によっては、スポーツの特質を理解しない者には判断ができないようなものもあると考えられます。事実認定に詳しい専門家がスポーツの特質も理解していることが理想ですが、そのような専門家を常に確保するというのも困難でしょう。したがって、専門家が単独で事実認定を行う場合と、専門家とスポーツの特質を理解した者が協働して事実認定を行う場合の双方を想定して、規程を設ける必要があると考えられます。

## ③ 迅速性と秘密性

後述する処分審査の場面でも、事実調査と同様に、中立性と専門性が求められます。

両者の性質は類似する点が多いですが、事実調査に特有の点を強調すると、事実調査には、迅速性と秘密性が求められます。迅速かつ秘密裏の事実調査を行えないと、行為者が目撃者に対し、虚偽の証言をするように口裏合わせをすることが考えられます。迅速な事実調査を行えないと、目撃者、被害者、行為者のいずれについても、記憶が劣化し、それぞれの証言の信用性（いずれが信用できるか）を判断することができなくなります。

事実調査の場面については、迅速性及び秘密性の観点から、関与する人数をあまり増やさないことも、場合によっては重要であると考えられます。

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本水泳連盟は、処分規定8条1項において、倫理委員会が、審査にあたり、必要に応じて関係者に対して証拠の提出を求めたり、事情聴取を要請したりして調査を行うことができることを定めています。
- 一般社団法人全日本テコンドー協会は、調査機関と裁定機関の分離の観点から、事実調査をコンプライアンス委員会、裁定を裁定委員会に行わせ、コンプライアンス委員会及び裁定委員会の委員長はともに外部の弁護士がつとめています。コンプライアンス委員会や裁定委員会、推薦委員会などに外部の専門家を登用するにあたり、日本スポーツ振興センターが実施するスポーツ振興くじ助成のうちのスポーツ団体ガバナンス強化事業に対するスポーツ団体スポーツ活動助成<sup>74</sup>を利用しています。
- 公益財団法人日本学生野球協会では、加盟校や地区連盟が一次的な事実調査を担うものの、処分に関する規則 11 条<sup>75</sup>にて、必要な場合は、処分審査機関である審査室が事案の解明のために、事実関係についての説明および証拠資料の提出を求め、または現地調査をすることができる、と定められています。

---

<sup>74</sup> <https://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei///tabid/82/Default.aspx>

<sup>75</sup> [http://www.student-baseball.or.jp/charter\\_rule/rule/doc/punishment\\_rule.pdf](http://www.student-baseball.or.jp/charter_rule/rule/doc/punishment_rule.pdf)



- e 懲罰制度の対象者と同一の範囲の者について、報告・通報義務と調査に対する協力義務を課していること

本ガイドライン別紙3 処分手続規程<sup>76</sup> 条 3 項、16 条 2 項

本ガイドライン別紙5 通報相談窓口規程<sup>77</sup> 2 条 2 項

## 【解説】

### ◆ 求められる理由

懲罰制度、ひいてはスポーツ団体のコンプライアンス強化を実現するうえでは、不祥事の行為者、被害者以外の関係者の協力が不可欠です。これら関係者の協力を義務付ける規定を設けておくことが、スポーツ団体として重要な意味を持つ場合があります。

スポーツ団体がコンプライアンス強化を実現するためには、スポーツ団体が重大な不祥事を把握することが重要である一方で、不祥事が発生している現場は無限定であり、ありとあらゆる場面が想定されます。そこで、不祥事を行った者や、不祥事を目撃した者に対し、スポーツ団体に報告・通報する一般的な義務を設ける必要があると考えられます。

次に、事実調査の手法は、対象となる不祥事によって異なりますが、多くの場合、被害者、行為者のほか、目撃者への聴取が重要となります。そこで、不祥事を目撃した者に対し、スポーツ団体の調査に対して協力する一般的な義務を設ける必要があると考えられます。

### ◆ ポイント ～調査協力義務違反と効果

報告・通報義務や調査への協力義務に違反することもまた、一種の不祥事として、懲罰制度の対象となり得るところです。しかしながら、全ての報告・通報義務や調査への協力義務を、懲罰の対象とすべきとまではいえません。

報告・通報義務については、不祥事を報告すべき権限を有する者(選手の不祥事については指導者、指導者の不祥事については所属する加盟団体など)の報告・通報義務違反を問題とすべきであり、偶然遭遇した不祥事の全てについてまで、報告・通報義務違反を問題とするのは現実的でないと考えられます。

また、調査への協力義務については、組織ぐるみでの不祥事の隠蔽など、単に調査に協力しないだけでなく、虚偽の証言等を行った場合に調査への協力義務違反を問題とすべきであると考えられます。

<sup>76</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_09.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf)

<sup>77</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_11.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_11.pdf)

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本学生野球協会においては、日本高等学校野球連盟及び全日本大学野球連盟の加盟校<sup>78</sup>において日本学生野球憲章に違反する不祥事があると考えられる場合、加盟校は、直ちに事実関係を調査し、各地区大学野球連盟ないし各都道府県高等学校野球連盟に対し、加盟校の認定事実、関係者の弁明内容、加盟校の措置、その他審議に必要な資料等を報告する義務があります(注意・嚴重注意および処分申請等に関する規則 6 条 1 項<sup>79</sup>)。加盟校が報告を遅延し、不十分な報告をし、あるいは虚偽の報告をした場合には、その報告義務の懈怠自体により処分が加重されうることとなっています。なお、加盟校が上部団体へ不祥事を報告するにあたっての報告事項は規定上明示されており(注意・嚴重注意および処分申請等に関する規則 6 条 1 項)、全日本大学野球連盟や日本高等学校野球連盟は加盟校に対して調査項目などが明確となった書式を提供しています。
- 公益財団法人日本サッカー協会は、協力義務ではないものの、懲罰規程<sup>81</sup>における事情聴取に関し、参考資料として「事情聴取で必要な情報」として、以下の 9 項目を提示しています。
  1. 大会名等
  2. 日時、場所、ピッチコンディション等の条件
  3. 案件に関わった人の名前、所属等
  4. 審判報告書、審判報告書(重要事項)
  5. 案件の客観的事実とそれを確認した人
  6. 事情聴取を実施した日付等
  7. 事情聴取の結果
  8. 処分案
  9. その他の特記事項

<sup>78</sup> 日本高等学校野球連盟の加盟校は約 4000 校、全日本大学野球連盟の加盟校は約 380 校である。

<sup>79</sup> [http://www.student-baseball.or.jp/charter\\_rule/rule/doc/punishment\\_jubf.pdf](http://www.student-baseball.or.jp/charter_rule/rule/doc/punishment_jubf.pdf)  
[http://www.student-baseball.or.jp/charter\\_rule/rule/doc/punishment\\_jhbf.pdf](http://www.student-baseball.or.jp/charter_rule/rule/doc/punishment_jhbf.pdf)

<sup>80</sup> 本来、注意・嚴重注意および処分申請等に関する規則は、全日本大学野球連盟に適用される規則と日本高等学校野球連盟に適用される規則の 2 種類あるが、実質的な内容及び条文番号が同一である場合、本報告書では便宜上「注意・嚴重注意および処分申請等に関する規則」と記載する。

<sup>81</sup> <http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/br26.pdf>

□ f 事実認定に当たっては、証拠をもって行われていること

本ガイドライン別紙3 処分手続規程<sup>82</sup> 条 1 項

**【解説】**

**◆ 求められる理由**

スポーツ団体は、スポーツを行う者を統括し、時にスポーツを行う者に対し権利を制限し、義務を課すことがある点で、行政機関に類似した性質を有する団体です。そのため、スポーツ団体の処分は、行政機関の処分と同様に、平等かつ適正でなければなりません。

この中でも、懲罰制度に基づいて不祥事の行為者を処分するということは、不祥事の行為者に対して不利益を課す点で極めて重大なものです。このような処分が事実に基づいて行われないとすれば、処分を受ける者にとっての不利益は甚大であることから、事実は正確に認定されなければならず、その根拠となる証拠がなければなりません。

適正手続を要請する憲法 31 条や公平な裁判を受ける権利を与える憲法 32 条の趣旨を可及的に充足すべく、行政手続における不利益処分について定めた行政手続法や、不服申立手続を定めて権利保障を図った行政不服審査法の規定による異議申立手続や審査申立手続等の不服申立手続、さらには行政事件訴訟法等を参考としつつ、懲罰制度を運用する必要があります。

**◆ ポイント ～証拠とは何か**

証拠をもって争いのある事実を認定することは裁判における基本ですが、物的な証拠だけでなく、人的な証拠、すなわち行為者や被害者、目撃者の供述や証言もまた証拠となります。また、物自体が証拠になる場面（検証）もありますし、科学的な実験結果が証拠となる場面（鑑定）もあります。もっとも、主たる証拠は文書（書証）と、行為者や被害者、目撃者の証言となる場面が多いでしょう。

行政機関の処分に類似するとはいえ、スポーツ団体による処分は刑事手続きではないことから、証拠能力が問題となる可能性は低い（証拠として用いることができるかどうかは問題となりにくい）と考えられます。例えば、相手方に秘密で行った録音のデータなど（そもそも録音すること自体が違法といえる場面自体多くはありませんが）も、証拠として利用することができます。あとは、その証拠の信用性を考慮したうえで、証拠と事実との結びつきを評価していくこととなります。

<sup>82</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_09.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf)

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本スポーツ協会（旧日本体育協会）は、倫理規程<sup>83</sup>、倫理に関するガイドライン<sup>84</sup>、倫理委員会規程<sup>85</sup>のほか、加盟団体の処分に関する内規<sup>86</sup>、スポーツ少年団登録者処分基準<sup>87</sup>、公認スポーツ指導者処分基準<sup>88</sup>など、違反行為の列挙、処分の種類・内容の明示、処分手続の規定等がなされています。
- 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、倫理規程<sup>89</sup>、倫理及びコンプライアンスに関するガイドライン<sup>90</sup>、倫理委員会規程<sup>91</sup>、登録・加盟団体の処分に関する内規<sup>92</sup>など、違反行為の列挙、処分の種類・内容の明示、処分手続の規定等がなされています。

---

<sup>83</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/rinrikitei161109.pdf>

<sup>84</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/rinriguideline161109.pdf>

<sup>85</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation025.pdf>

<sup>86</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation003.pdf>

<sup>87</sup> [http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/club/data/pdf/shonen\\_shobunkijyun.pdf](http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/club/data/pdf/shonen_shobunkijyun.pdf)

<sup>88</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/shobunkijyun.pdf>

<sup>89</sup> [http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri\\_kitei.pdf](http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri_kitei.pdf)

<sup>90</sup> <http://www.jsad.or.jp/news/%E5%80%AB%E7%90%86%E5%8F%8A%E3%81%B3%E3%82%B3%E3%83%B3%E3%83%97%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3.pdf>

<sup>91</sup> [http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri\\_iinkai\\_kitei.pdf](http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri_iinkai_kitei.pdf)

<sup>92</sup> [http://www.jsad.or.jp/about/pdf/touroku\\_naiki.pdf](http://www.jsad.or.jp/about/pdf/touroku_naiki.pdf)

□ g 処分審査を行う者が、中立かつ専門性を有するものであること

本ガイドライン別紙3 処分手続規程<sup>93</sup>10項、11条3項  
本ガイドライン別紙4 事実調査委員会・処分審査委員会設置規程<sup>94</sup>4条

**【解説】**

**◆ 求められる理由**

処分審査は、認定された事実を前提に、具体的に処分内容を決定し、その理由を示す作業です。

処分審査の過程に、事実調査の対象者と密接な関係性を持つ者が関与していた場合、当該対象者に対して有利となるよう、つまり、処分を軽くする動機があるといえます。逆に処分審査の過程に、事実調査の被害者と密接な関係性を持つ者が関与していた場合、当該被害者に対して有利となるよう、つまり、処分を重くする動機があるといえます。このように密接な関係性を有する当該処分審査を行う者が、中立的に処分審査を行ったとしても、将来その判断の公正に疑念を抱かれる可能性は排除できません。そこで、密接な関係性を有する者を、処分審査に関与させないようにする必要があります。

また、処分審査の結果自体は、社会常識や他の処分例と比較して相当なものでなければならない点で、一般人が納得できるものを目指すべきですが、他方で、誰もが納得できる処分審査を行う作業は、多分に経験がものをいうものであり、専門的な知識が不可欠です。そこで、弁護士や学識経験者など、処分審査の業務に精通した者が担当するようにすべきと考えられます。

**◆ ポイント**

① 中立性

中立性を判断するうえで参考となるのは、民事訴訟法や刑事訴訟法における除斥、忌避及び回避の制度があげられます。

民事訴訟法では、「裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者であるとき、又は事件について当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき」「裁判官が当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族である

<sup>93</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_09.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf)

<sup>94</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_10.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_10.pdf)

とき、又はあつたとき」「裁判官が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき」「裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき」など（民事訴訟法 23 条 1 項）、刑事訴訟法では、「裁判官が被害者であるとき」、「裁判官が被告人又は被害者の親族であるとき、又はあつたとき」、「裁判官が被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき」、「裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき」（刑事訴訟法 20 条 1 項）などに、当該裁判官は裁判をしてはならないことを定めています。処分審査の手續は、裁判手續とは異なりますが、手續への信頼を確保するために、行為者や被害者と密接な関係性を有する人物の関与を排除することが必要という点では同じであると考えられます。

さらに、スポーツ団体の特徴をいえば、同窓、同門であることなどの結びつきが強固であることが多いため、場合によっては、先輩や後輩の関係にある者が処分審査を行うことも排除することが望ましいといえます。

## ② 専門家の関与

弁護士等の処分審査に詳しい専門家が処分審査に関与することは重要ですが、処分審査の対象となる不祥事によっては、スポーツの特質を理解しない者には判断ができないようなものもあると考えられます。処分審査に詳しい専門家がスポーツの特質も理解していることが理想ですが、そのような専門家を常に確保するというのも困難でしょう。したがって、専門家が単独で処分審査を行う場合と、専門家とスポーツの特質を理解した者が協働して処分審査を行う場合の双方を想定して、規程を設ける必要があると考えられます。

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本水泳連盟は、処分規定8条2項において、不祥事の調査を外部の調査委員会に委任することができることを定めています。具体的には、スポーツ指導における暴力行為等については、日本スポーツ振興センター（JSC）の第三者相談・調査委員会に調査を委任することができ、第三者による調査委員会を臨時に設置することも可能になっています。
- 一般社団法人全日本テコンドー協会は、コンプライアンス違反に係る事案の裁定機関である裁定委員会の委員長に、外部の弁護士を任命しています。コンプライアンス委員会や裁定委員会、推薦委員会などに外部の専門家を登用するにあたり、日本スポーツ振興センターが実施するスポーツ振興くじ助成のうちのスポーツ団体ガバナンス強化事業に対するスポーツ団体スポーツ活動助成<sup>95</sup>を利用しています。
- 公益財団法人日本学生野球協会では、審査室が不祥事の審査を行い、処分を決定します。審査室を構成する審査員は、理事等役員との兼務が禁止され、処分決定機関としての公正性が確保されています。

---

<sup>95</sup> <https://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei////tabid/82/Default.aspx>



□ h 処分審査にあたって、処分対象となる禁止行為にかかる事実を示したうえで、処分対象者に対する聴聞(意見聴取)の機会が設けられていること

本ガイドライン別紙3 処分手続規程<sup>96</sup>13条から15条

## 【解説】

### ◆ 求められる理由 ～適正手続

スポーツ団体は、スポーツを行う者を統括し、時にスポーツを行う者に対し権利を制限し、義務を課すことがある点で、行政機関に類似した性質を有する団体です。そのため、スポーツ団体の処分は、行政機関の処分と同様に、平等かつ適正でなければなりません。

適正手続を要請する憲法31条や公平な裁判を受ける権利を与える憲法32条の趣旨を可及的に充足すべく、行政手続における不利益処分について定めた行政手続法や、不服申立手続を定めて権利保障を図った行政不服審査法の規定による異議申立手続や審査申立手続等の不服申立手続、さらには行政事件訴訟法等を参考としつつ、懲罰制度を運用する必要があります。

### ◆ ポイント

#### ① 聴聞(意見聴取)の機会

懲罰制度に基づいて不祥事の行為者を処分するということは、不祥事の行為者に対して不利益を課す点で極めて重大なものです。このような処分が行為者の理解と全く異なるところで行われるとすれば、処分を受ける者にとっての不利益は甚大であることから、処分審査に当たっては、必ず行為者に対し聴聞(意見聴取)の機会を設けるべきであると考えられます。

聴聞(意見聴取)の機会を設けることで、処分審査を行う直前の段階で事実認定の誤りが見つかればこれを正すことも可能です。ただ、行為者が認定された事実がない、と主張したとしても、処分審査に当たって事実がないと認定しなければならないわけではありません。すなわち、聴聞(意見聴取)の最大の目的は、そもそもどのような事実を問題としているかという点において、スポーツ団体と行為者の認識にずれがないかを確認する点にあります。対象となっている事実が同一であれば、その点に関する行為者の認識が、「そのような事実はない」であれ、「その事実は正当なものである」であれ、「真に申し訳ない」であれ、どれでも手続は進めなければなりません。スポーツ団体として処分を予定している不祥事が何か、という点を明確にし、それに対する言い分を確認できているかどうか、が極めて重要です。

<sup>96</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_09.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf)

なお、十分に反論の準備をするだけの時間を与えても、聴聞(意見聴取)の機会に行為者が参加しなかった場合には、改めて聴聞(意見聴取)の機会を与える必要はありません。

## ② 事実調査との関係

事実調査に当たって、行為者に聴取をする場面もあり、改めて聴聞(意見聴取)の機会を設けるべきか、議論の余地もあるところです。

しかしながら、事実調査の際には、背景事情や関連事実についても聴取を行うため、まさに問題となっている不祥事以外についても聴取されるため、事実調査の段階では、具体的に何が処分審査の段階で問題となっている不祥事か、行為者にとっては不明確な場面も少なくありません。

そのため、処分審査の段階で、改めて、問題となっている不祥事をより具体的に(5W1Hで)特定し、行為者に伝える必要があります。

## ③ JSAA による仲裁判断

日本スポーツ仲裁機構における過去の多くの仲裁判断では、「①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができる」との判断基準が採用されています。

この点に関して、聴聞(意見聴取)の段階で、具体的に何が問題となっている不祥事かを明示していなかった場合、行為者が十分に反論をする機会を持てなかったとして、③決定に至る手続に瑕疵がある場合に当たり、処分が取り消された事例があります(JSAA-AP-2017-001 事件)。

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本スポーツ協会（旧日本体育協会）は、倫理規程<sup>97</sup>、倫理に関するガイドライン<sup>98</sup>、倫理委員会規程<sup>99</sup>のほか、加盟団体の処分に関する内規<sup>100</sup>、スポーツ少年団登録者処分基準<sup>101</sup>、公認スポーツ指導者処分基準<sup>102</sup>など、違反行為の列挙、処分の種類・内容の明示、処分手続の規定等がなされています。
- 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、倫理規程<sup>103</sup>、倫理及びコンプライアンスに関するガイドライン<sup>104</sup>、倫理委員会規程<sup>105</sup>、登録・加盟団体の処分に関する内規<sup>106</sup>など、違反行為の列挙、処分の種類・内容の明示、処分手続の規定等がなされています。
- 公益財団法人日本学生野球協会は、公益財団法人日本学生野球協会は、全日本大学野球連盟及び日本高等学校野球連盟の加盟校に対し、日本学生野球憲章に違反する不祥事があると考えられる場合、直ちに事実関係を調査し、上部団体へ報告する義務を課しています。加盟校が上部団体に報告する事項には「関係者の弁明内容」も含まれ、関係者が自ら弁明書の提出書を求める場合には、報告にあたって関係者の弁明書を添付しなければならないとされています（注意・嚴重注意および処分申請等に関する規則 6 条 1 項）。

<sup>97</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/rinrikitei161109.pdf>

<sup>98</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/rinriguideline161109.pdf>

<sup>99</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation025.pdf>

<sup>100</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation003.pdf>

<sup>101</sup> [http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/club/data/pdf/shonen\\_shobunkijyun.pdf](http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/club/data/pdf/shonen_shobunkijyun.pdf)

<sup>102</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/shobunkijyun.pdf>

<sup>103</sup> [http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri\\_kitei.pdf](http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri_kitei.pdf)

<sup>104</sup> <http://www.jsad.or.jp/news/%E5%80%AB%E7%90%86%E5%8F%8A%E3%81%B3%E3%82%B3%E3%83%B3%E3%83%97%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3.pdf>

<sup>105</sup> [http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri\\_iinkai\\_kitei.pdf](http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri_iinkai_kitei.pdf)

<sup>106</sup> [http://www.jsad.or.jp/about/pdf/touroku\\_naiki.pdf](http://www.jsad.or.jp/about/pdf/touroku_naiki.pdf)



□ i 処分基準が定められ、その内容に従って懲罰が実施されていること

本ガイドライン別紙6 モデル処分基準(試案)<sup>107</sup>

**【解説】**

**◆ 求められる理由**

懲罰制度に基づいて不祥事の行為者を処分するということは、不祥事の行為者に対して不利益を課す点で極めて重大なものです。同じような不祥事を行ったにもかかわらず、人によって受ける処分が異なるとなれば、重い処分を受けた者にとっては到底受け入れがたいものといえるでしょう。純粋な意味での私的な関係に基づく合意であれば、当事者の自由な判断も許容される余地がありますが、スポーツ団体は、スポーツを行う者を統括し、時にスポーツを行う者に対し権利を付与し、義務を課すことがある点で、行政機関に類似した性質を有することからすると、当事者によって判断が異なることは許されません。

**◆ ポイント**

① 処分基準

具体的な不祥事の内容に応じて、どのような処分を行うべきか、事前に基準を制定することが重要となります。

この基準そのものを公表するかどうかは検討の余地がありますが、少なくともスポーツ団体内で、処分審査を行う前に、どのような処分が適切かどうか、整理しておく必要があります。また、過去に処分審査の実績がある場合には、不祥事と処分の概要をまとめておき、この基準とあわせて整理をし、将来の処分時に比較ができるよう、保存しておくべきです。

② JSAA による仲裁判断による取消し可能性 ～処分基準を定めなかった場合

日本スポーツ仲裁機構における過去の多くの仲裁判断では、「①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができる」との判断基準が採用されています。

<sup>107</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_12.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_12.pdf)

この点に関して、処分基準を定めていなかったとしても、直ちに②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合に当たるわけではありません。しかしながら、同じような不祥事を行ったにもかかわらず、人によって受ける処分が異なる場合には、重い処分を課した行為者との関係では、重い処分を課した合理性が欠けるとして、処分が取り消される可能性があります。

ところで、処分基準を定めなかった場合、処分の合理性があるかどうかを判断するために、他のスポーツ団体の処分状況や、過去の処分実績について調査をし、それから判断をしなければならないこととなります。処分審査のたびにこのような作業を行うことは、過度の負担となることが容易に想像のつくところです。そこで、事前に処分基準を定めることが極めて重要となります。

本ガイドライン別紙6モデル処分基準(試案)<sup>108</sup>も参考にしながら、各スポーツ団体において適切な処分基準を策定することが切に望まれます。

---

<sup>108</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_12.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_12.pdf)

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本スポーツ協会（旧日本体育協会）は、倫理規程<sup>109</sup>、倫理に関するガイドライン<sup>110</sup>、倫理委員会規程<sup>111</sup>のほか、加盟団体の処分に関する内規<sup>112</sup>、スポーツ少年団登録者処分基準<sup>113</sup>、公認スポーツ指導者処分基準<sup>114</sup>など、違反行為の列挙、処分の種類・内容の明示、処分手続の規定等がなされています。
- 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、倫理規程<sup>115</sup>、倫理及びコンプライアンスに関するガイドライン<sup>116</sup>、倫理委員会規程<sup>117</sup>、登録・加盟団体の処分に関する内規<sup>118</sup>など、違反行為の列挙、処分の種類・内容の明示、処分手続の規定等がなされています。
- 公益財団法人日本サッカー協会は、懲罰規程<sup>119</sup>において、懲罰基準及び懲罰基準の運用に関する細則を規定し、懲罰を科する際の処分基準を定めている。

---

<sup>109</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/rinrikitei161109.pdf>

<sup>110</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/rinriguideline161109.pdf>

<sup>111</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation025.pdf>

<sup>112</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation003.pdf>

<sup>113</sup> [http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/club/data/pdf/shonen\\_shobunkijyun.pdf](http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/club/data/pdf/shonen_shobunkijyun.pdf)

<sup>114</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/shobunkijyun.pdf>

<sup>115</sup> [http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri\\_kitei.pdf](http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri_kitei.pdf)

<sup>116</sup> <http://www.jsad.or.jp/news/%E5%80%AB%E7%90%86%E5%8F%8A%E3%81%B3%E3%82%B3%E3%83%B3%E3%83%97%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3.pdf>

<sup>117</sup> [http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri\\_iinkai\\_kitei.pdf](http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri_iinkai_kitei.pdf)

<sup>118</sup> [http://www.jsad.or.jp/about/pdf/touroku\\_naiki.pdf](http://www.jsad.or.jp/about/pdf/touroku_naiki.pdf)

<sup>119</sup> <http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/br26.pdf>



□ j 処分結果は、処分対象者に対し、①処分の内容、②処分対象となる禁止行為にかかる事実、③処分の理由及び証拠、④処分の手続の経過が記載された書面により告知されていること

本ガイドライン別紙3 処分手続規程<sup>120</sup>19条2項

## 【解説】

### ◆ 求められる理由 ～適正手続

スポーツ団体は、スポーツを行う者を統括し、時にスポーツを行う者に対し権利を制限し、義務を課すことがある点で、行政機関に類似した性質を有する団体です。そのため、スポーツ団体の処分は、行政機関の処分と同様に、平等かつ適正でなければなりません。

適正手続を要請する憲法31条や公平な裁判を受ける権利を与える憲法32条の趣旨を可及的に充足すべく、行政手続における不利益処分について定めた行政手続法や、不服申立手続を定めて権利保障を図った行政不服審査法の規定による異議申立手続や審査申立手続等の不服申立手続、さらには行政事件訴訟法等を参考としつつ、懲罰制度を運用する必要があります。

### ◆ ポイント

#### ① 書面による告知

懲罰制度に基づいて不祥事の行為者を処分するということは、不祥事の行為者に対して不利益を課す点で極めて重大なものです。処分を受ける者にとっての不利益は甚大であることから、実際に行われた処分の内容、処分を行う理由となる不祥事、処分を行う理由や事実認定に当たっての証拠及び処分の手続きの経過を示す必要があります。

処分の告知に当たって、単に処分の内容を告知するのでは足りない理由は、処分を受ける者の利益を考慮してもなお、処分を行う必要があったことを明確にするためです。その際には、当該不祥事が処分に相当することとともに、手続きに問題がなかったことを示す必要があります。前者との関係で、処分対象となる禁止行為にかかる事実と、処分の理由及び証拠を明示する必要があり、後者との関係で、処分の手続きの経過を明示する必要があります。

<sup>120</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_09.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf)

## ② JSAA による仲裁判断を想定した対応

日本スポーツ仲裁機構における過去の仲裁判断の多くでは、「①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができる」との判断基準が採用されています。

当該不祥事が処分に相当するかどうかは、①②との関係で、手続きに問題がなかったかどうかは、③との関係で重要な意味を持ちます。

行為者に対し、書面を交付することは一見すると大きな負担ですが、将来の紛争を未然に防ぐとともに、仮に仲裁となった場合であっても決定を取り消されないために、書面を作成し、交付するプロセスが重要です。

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本サッカー協会では、懲罰規程 23 条 1 項<sup>121</sup>において、規律委員会及び裁定委員会は決定した懲罰を当事者に書面にて通知することを定めており、また、同書面で記載すべき事項についても同条 2 項で規定されております。
- 公益財団法人日本学生野球協会は、処分に関する規則 14 条<sup>122</sup>に基づき、審査室による処分決定後、処分対象者に対し、処分申請者の団体名、処分対象者の表示、処分の内容および処分に付随する指導の内容、処分手続の経過、処分の理由、処分の年月日が記載された処分決定通知書を送付することとしています。

---

<sup>121</sup> <http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/br26.pdf>

<sup>122</sup> [http://www.student-baseball.or.jp/charter\\_rule/rule/doc/punishment\\_rule.pdf](http://www.student-baseball.or.jp/charter_rule/rule/doc/punishment_rule.pdf)



□ k 処分の公表基準が定まっており、これに従った処分結果の公表がなされていること

本ガイドライン別紙7 モデル危機管理マニュアル<sup>123</sup>

### 【解説】

#### ◆ 求められる理由 ～公表の必要性和処分者への配慮

懲罰制度に基づいて不祥事の行為者を処分するという自体、不祥事の行為者に対して不利益を課す点で極めて重大なものです。これに加えて処分内容の公表を行うことは、社会に行為者の不祥事があったことを周知する点で、行為者にとってさらなる重大な不利益を課すこととなります。

他方で、スポーツ団体の社会的責任の観点からすると、不祥事に対して責任ある対応を行ったことを示す必要があります。また、既に不祥事の実態が報道等により公表されているものに関しては、危機管理の観点からも、処分を公表するべきと考えられます。さらにいえば、資格停止以上の懲罰制度については、スポーツ活動に参加させないという資格停止の効果を実効的に機能させる観点からも、処分の公表が必要となることがあります。

#### ◆ ポイント

##### ① 公表基準の意義

処分の公表は処分そのものでなく、スポーツ団体として行った処分という事実を伝えるものですから、事実調査と処分審査のプロセスに誤りがなければ、原則として行為者の名誉を毀損することにはなりません。しかしながら、行政機関に類似するスポーツ団体の性質を考えれば、公平な取り扱いをしていないことが違法と解される可能性がないとはいえないところです。したがって、処分の公表は、同程度の処分を受けた者や同程度の不祥事を行った者との関係で、公平であるべきと考えられます。

しかしながら、公表基準を定めなかった場合、公表することが適切かを判断するために、他のスポーツ団体の公表状況や、過去の公表実績について調査をし、それから判断をしなければならないこととなります。処分審査のたびにこのような作業を行うことは、過度の負担となることが容易に想像のつくところです。

そこで、行為者に対する不利益を課すことが正当化できるよう、事前に、どのような事実については公表をするかどうか、基準を設け、これに従った対応を行うことが必要と考えます。

<sup>123</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_13.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_13.pdf)

## ② 危機管理

また、危機管理の観点からは、不祥事にかかわらず、ありとあらゆる危機との関係で、何をいつ公表するか、明確化することが適当と考えられます。不祥事対応は管理すべき危機の一つですが、他の危機管理の場面と比較すると、行為者への配慮が必要という点で特徴的なものであると考えられます。

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本学生野球協会では、加盟校から不祥事の報告を受けた全日本大学野球連盟ないし日本高等学校野球連盟は、審議委員会にて、不措置、注意・嚴重注意及び日本学生野球協会への処分申請のいずれかを決定し、処分申請があった事案については審査室が処分を決定します。日本学生野球協会は、処分申請に基づき審査室が決定した処分につき、新聞記者等メディアに対し、学校名と処分内容を公表するという運用をしています<sup>124</sup>。
- 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構では、日本アンチ・ドーピング規程に基づき日本アンチ・ドーピング規律パネル(規律パネル)決定をウェブ公開しています<sup>125</sup>。ただし、掲載から一定期間が経過及び競技者が資格回復した事案並びに掲載から一定期間が経過及び資格停止期間中に競技者が競技引退した事案については、プライバシー保護の観点から、氏名及び決定文を削除しています。

---

<sup>124</sup> セクハラ事案の場合、学校名が伏せられる場合もある。

<sup>125</sup> <http://www.playtruejapan.org/disclosure/panel/>



□ Ⅰ 重大な禁止行為を行った者に対し、処分審査を経る前に、暫定的な資格停止の  
 手続が設けられていること

本ガイドライン別紙3 処分手続規程<sup>126</sup>9 条、20 条

## 【解説】

### ◆ 求められる理由

これまで見てきたとおり、事実調査の開始から処分審査の完了までの間には相当のプロセスを経なければなりません。事実調査の完了時点から見ても、処分審査の完了までには、審査を行う者の選定、聴聞(意見聴取)の機会の付与、聴聞の実施、決定、理由の通知といったプロセスがあり、処分の完了までにどうしても時間が掛かります。

ところで、暴力事案を中心に、すぐにでもスポーツの場から離れさせるべき行為者というものが、ときに存在します。スポーツ団体としては、直ちにこれらの者がスポーツに関与することを排除したいのに、上記のプロセスを経ていると、その間にさらなる被害者が生まれるというのでは、懲罰制度として欠陥があるとも思われます。

そこで、事実調査の結果、処分基準に照らし合わせれば長期の資格停止以上の処分が見込まれる、特に重大な不祥事があると認定できる場合には、処分審査を経ることなく、暫定的に資格を停止することができる制度を設けることが考えられます。暫定的、というのは、最終的には処分審査を行い、聴聞(意見聴取)の機会の付与、聴聞の実施、決定、理由の通知といったプロセスを経る必要があることを意味します。

### ◆ ポイント ～暫定的資格停止／自粛(自主的な活動停止)と処分の起算点

暫定的資格停止処分を行う場合、この暫定処分を行った日が重要な意味を有します。最終的に処分審査を経て有期の資格停止処分が行われた場合、資格停止処分の期間の起算点は、この暫定処分を行った日とすべきであるからです。この制度自体はあくまでも、将来において資格停止処分が見込まれるが、ことが特に重大であるので、先行して資格停止の効果を繰り上げるというものであるということに注意しなければなりません。

これと関連して、同様に資格停止処分の期間の起算点を考慮すべき場合として、自粛(自主的な活動停止)の場合があげられます。行為者が、資格停止処分を受けた場合と同等の態様で、スポーツ活動を自主的に停止したことが認められる場合には、暫定的資格停止処分と同様に、行為者の活動停止日を資格停止処分の期間の起算点とすべきです。

<sup>126</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_09.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf)

### 【具体的な実践例】

- 日本アンチ・ドーピング規程(いわゆる JADA 規程)<sup>127</sup>7.9 項では、暫定的資格停止に関する規定が定められており、強制的な暫定的資格停止、任意の暫定的資格停止に関する定めがあります。

---

<sup>127</sup> [http://www.playtruejapan.org/wp/wp-content/uploads/2016/11/japan\\_code\\_2015\\_jpn\\_20150401v3.pdf](http://www.playtruejapan.org/wp/wp-content/uploads/2016/11/japan_code_2015_jpn_20150401v3.pdf)

## ② 紛争解決制度の構築(2項目)

- a スポーツ団体における全ての懲罰や紛争について、日本スポーツ仲裁機構を利用できるよう自動応諾条項などを定めていること、又はスポーツ団体内において不服申立が可能な制度が設けられていること

本ガイドライン別紙3 処分手続規程<sup>128</sup>22条1項

### 【解説】

#### ◆ 求められる理由 ～適正手続

懲罰制度は、スポーツ団体が行為者に対し権利を制約する点で、行政機関による不利益処分と類似した性質を有します。そのため、スポーツ団体の処分は、行政機関の処分と同様に、平等かつ適正でなければなりません。

適正手続を要請する憲法31条や公平な裁判を受ける権利を与える憲法32条の趣旨を可及的に充足すべく、行政手続における不利益処分について定めた行政手続法や、不服申立手続を定めて権利保障を図った行政不服審査法の規定による異議申立手続や審査申立手続等の不服申立手続、さらには行政事件訴訟法等を参考としつつ、懲罰制度、不服申立て制度を運用する必要があります。

#### ◆ ポイント

##### ① 紛争解決制度の必要性

適正手続であることは、いかにスポーツ団体が心掛けても、時に問題が生じる場面があります。

そこで、懲罰制度に基づく不祥事処分の判断は、一回的なものにせず、日本スポーツ仲裁機構のように中立的な団体に対する不服申立てを可能とするか、少なくともスポーツ団体内において、事後的に不服申立てを行える機関を設けることが必要です。

##### ② 全ての懲罰や紛争

日本スポーツ仲裁機構の仲裁規則2条1項は、「この規則は、スポーツ競技又はその運

<sup>128</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_09.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf)

営に関して競技団体又はその機関が競技者等に対して行った決定(競技中になされる審判の判定は除く。)について、その決定に不服がある競技者等(その決定の間接的な影響を受けるだけの者は除く。)が申立人として、競技団体を被申立人としてする仲裁申立てに適用される。ただし、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則によるべき仲裁申立ては除く。」と定めており、スポーツ中になされる審判の判定以外の全ての決定が仲裁の対象とされています。

もっとも、スポーツ中になされる審判の判定とはいえないにせよ、段位の認定など、専らスポーツの成果に対する判断であり、不服申立てになじまない事項も、各スポーツ団体においてあると考えられます。第三者による検証可能性を確保するという点で、可能な限り広い範囲で仲裁に応じるべきと思われるのですが、スポーツの属性等からどうしても仲裁になじまない事項を除外することは、やむを得ないものと考えられます。

### ③ 自動応諾条項の意義と課題

スポーツ基本法 15 条は、「国は、…スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援…その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講じるものとする。」と規定しているところ、スポーツ紛争の適正な解決のためには、スポーツ団体の外部に仲裁手続や調停機関が設けられ、最終的には仲裁や調停等の司法的な手続を利用して解決が図られるべきであると理解されています。

スポーツ団体内の懲罰機関や不服申立て機関で最終判断が示された場合においても、その性質上、直ちに絶対的な終局性を与えられるものではありません。スポーツ団体の懲罰処分の性質にかんがみれば、最終的には、裁判所又は準司法的機関における審理可能性が残されていることを自覚しなければなりません。

一方で、当該スポーツ紛争が、裁判所における司法判断による解決が理論的には可能である場合であっても、一般的には審理期間や審理手続の硬直性からスポーツ事案の解決には必ずしも適していないことが多いでしょう。このようなスポーツ団体の決定等の特殊性にかんがみれば、中立性及び公正性が確保された外部的司法機関における仲裁制度の利用可能性が確保されていることが必要です。

この点、日本においては、日本スポーツ仲裁機構がスポーツ仲裁制度を設けています。日本オリンピック委員会加盟団体規程 7 条(5)においては、「公益財団法人日本スポーツ仲裁機構…の定める規則に基づく仲裁申立に対して、これに応じる旨の決定をし、これを公表すること。」に対して取り組まなければならないと明記されています。

したがって、スポーツ団体内の懲罰制度、不服申立ての適正さを担保するため、当該仲裁制度を利用して解決される道が用意されていなければなりません。

また、今回の調査研究で明らかになった、採択された仲裁自動応諾条項に含まれる現状の課題としては、仲裁申立を制限する仲裁自動応諾条項として、以下の点が挙げられますが、自動応諾条項の導入にあたっては、前述のスポーツ基本法の要請や自動応諾条項意義を踏まえて対応する必要があります。

- 申立人の範囲の限定
- 申立事項の限定
- 申立期限の限定
- 仲裁合意とは解釈されないおそれのある文言使用
- 条項の非公開
- 不適切な団体内部不服申立前置
- 不明瞭な条項
- 理事会決議のみの仲裁自動応諾

## 【具体的な実践例】

- 仲裁自動応諾条項を採択している日本オリンピック委員会（JOC）、日本スポーツ協会（旧日本体育協会）加盟・準加盟団体の自動応諾条項の採択率は現在 72%です。
- 77 ある日本障がい者スポーツ協会の加盟・準加盟団体のうち仲裁自動応諾条項を採択している団体は 14 に過ぎず、採択率は 18.2%にとどまっています。
- 公益財団法人日本サッカー協会は、諸規程に対する違反行為に関して決定された懲罰不服申立を再審議するため、不服申立委員会を定めています<sup>129</sup>。
- 公益財団法人日本学生野球協会は、不服申立に関する規則<sup>130</sup>を定め、日本学生野球協会の決定に対する不服申立について審査する手続を設けています。また、全日本大学野球連盟が行った決定<sup>131</sup>、日本高等学校野球連盟が行った決定<sup>132</sup>についても、不服申立について審査する手続を設けています。

---

<sup>129</sup> <http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/br04.pdf>

<sup>130</sup> [http://www.student-baseball.or.jp/charter\\_rule/rule/doc/complaint\\_rule\\_jsba.pdf](http://www.student-baseball.or.jp/charter_rule/rule/doc/complaint_rule_jsba.pdf)

<sup>131</sup> [http://www.student-baseball.or.jp/charter\\_rule/rule/doc/complaint\\_rule\\_jubf.pdf](http://www.student-baseball.or.jp/charter_rule/rule/doc/complaint_rule_jubf.pdf)

<sup>132</sup> [http://www.student-baseball.or.jp/charter\\_rule/rule/doc/complaint\\_rule\\_jhbf.pdf](http://www.student-baseball.or.jp/charter_rule/rule/doc/complaint_rule_jhbf.pdf)

□ b 不服申立てが可能であることが、処分対象者に通知されていること

本ガイドライン別紙3 処分手続規程<sup>133</sup>19条2項

### 【解説】

#### ◆ 求められる理由 ～適正手続

不服申立てが可能である制度が設けられているとしても、行為者がそのことを知らなければ、不服申立ての余地がありません。

スポーツ団体としては、懲罰制度に基づき適切に処分を行っているのだからこそ、行為者が不服申立てを行う機会を与えるべきです。

適正手続を要請する憲法31条や公平な裁判を受ける権利を与える憲法32条の趣旨を可及的に充足すべく、行政手続における不利益処分について定めた行政手続法や、不服申立手続を定めて権利保障を図った行政不服審査法の規定による異議申立手続や審査申立手続等の不服申立手続、さらには行政事件訴訟法等を参考としつつ、懲罰制度、不服申立て制度を運用する必要があります。

#### ◆ ポイント ～不服申立てを行う機会の告知

刑事訴訟規則は「有罪の判決の宣告をする場合には、被告人に対し、上訴期間及び上訴申立書を差し出すべき裁判所を告知しなければならない。」(刑事訴訟規則220条)と定めています。懲罰制度に基づく不祥事処分は刑事裁判と異なる点も多いですが、行為者が不服を申し立てることと、有罪判決を受けた被告人が不服を申し立てることでは、情報の偏在など共通点も多いため、これらの規則を参考にすることも有益であると考えられます。

<sup>133</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_09.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf)

### 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本サッカー協会では、不服申立委員会を設置し、規律委員会及び裁定委員会が決定した懲罰に対し不服申立てをすることができますが、書面によって懲罰内容の通知を受ける際において、「不服申立手続の可否及びその手続きの期限」を記載することが義務付けられており(懲罰規程 23 条 2 項 6 号)、処分対象者に不服申立てが可能であることが通知されています。

### ③ 内部通報制度、相談制度の構築(4項目)

- a コンプライアンス強化に関する内部通報制度、相談窓口制度が設けられていること

本ガイドライン別紙5 通報相談窓口規程<sup>134</sup>

#### 【解説】

##### ◆ 求められる理由

スポーツ団体は、①記載の懲罰制度を構築することで、認知した不祥事に関して、事実調査、処分審査を行い、不祥事処分を行うことができます。

しかしながら、不祥事を認知しなければ、①の懲罰制度は画餅に帰します。特に、①「c 内部通報制度、相談窓口制度への通報のほか、事実調査の開始の要件が明確に定まっていること」に記載のとおり、トップアスリートの不祥事が報道されるような場面を待っているようでは、スポーツ団体として積極的に不祥事を減らす努力をしているとは解されません。

グラスルーツでの不祥事を検知するためには、広く不祥事に関する内部通報制度、相談窓口制度を設け、スポーツ団体が不祥事に関する情報を広く受け付ける体制を設ける必要があります。

##### ◆ ポイント

###### ① 内部通報制度、相談窓口制度

日本公認不正検査士協会『横領等の社内不正発生状況に関する調査結果報告書』(2011)によれば、日本における横領等の社内不正に関する調査で、外部・内部からの通報が不正発見の端緒の中で多くの割合を占めることが明らかになっているとおり、コンプライアンス強化にあたって、内部通報制度、相談窓口制度の設置が重要です。

###### ② 相談者を限定しないこと

会社等、一般的な組織における内部通報制度は、内部者、つまり組織に属する者からの

<sup>134</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_11.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_11.pdf)

通報の身を受け付け、組織外の者からの通報や相談を受けないということも少なからずあります。これは、情報の所在の問題(会社等の組織であれば、不祥事を起こすのも会社の従業員が大半であり、社外の人間が情報を持っていることは少ない。)や、公益通報者保護法(対象者は労働者とされている。)との関係で、一定の合理性があると考えられます。

しかしながら、スポーツ団体における内部通報制度、相談窓口制度に関しては、以下の理由から、相談者を限定すべきでないと考えられます。

まず、登録者や加盟団体と、スポーツ団体との間には雇用契約などの強固な関係性がないため、そもそも登録者からスポーツ団体に情報が提供されにくい実情があります。

次に、チームや学校など、一定の組織の内部で不祥事が隠蔽される可能性が高く、直接利害関係を有しない者でなければ通報や相談も困難な心理的状況に追い込まれていることが多いです。

さらに、スポーツ活動はオープンな環境で行われるものも多く、登録者でない者が知り得る情報も少なからずあるという特質もあります。

以上の理由から、スポーツ団体における内部通報制度、相談窓口制度に関しては、相談者を限定すべきでなく、広く情報提供を受け付ける内容とすべきです。

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)は、「スポーツにおける暴力の根絶」に向けた通報相談処理規程を制定し、通報相談窓口を開設しています<sup>135</sup>。
- 公益財団法人日本スポーツ協会(旧日本体育協会)は、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を契機として、暴力だけでなく、ハラスメントや差別、薬物等違法行為、不適切経理など倫理規程<sup>136</sup>4条及び加盟団体規程<sup>137</sup>12条などに定められた不適切行為を対象として、2014年11月から、相談窓口を設置しています。そして、相談の対象となる行為がスポーツ少年団登録者以外の者(例えば、公認スポーツ指導者)の行為の場合<sup>138</sup>、日本体育協会が相談概要を、専門家集団である一般社団法人日本スポーツ法支援・研究センター<sup>139</sup>に通知し、同センター相談員が詳細なヒアリングを行って事案を整理して日本体育協会に報告した上で、共同で対応方針を検討しています。
- 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、暴力行為・不正行為等に関する相談窓口の設定に関する規程<sup>140</sup>を制定したが、その以前から、窓口自体はすでに運用を開始しています。
- 公益財団法人日本サッカー協会は、暴力等根絶相談窓口<sup>141</sup>を設置しています。関連の都道府県協会等と連携しながら、現状調査、当事者に対する指導を行い、場合によっては、懲罰処分を含めた対応を行っています。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、全柔連コンプライアンスホットラインと呼ばれる、通報窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正に努めています<sup>142</sup><sup>143</sup>。

<sup>135</sup> <https://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=2491>

<sup>136</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/portals/0/data0/about/pdf/regulation061.pdf>

<sup>137</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/portals/0/data0/about/pdf/regulation001.pdf>

<sup>138</sup> ただし、スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程4条の者による同規程3条が定める対象範囲の行為に限られる。同範囲外の相談については、教育委員会や学校連合、高体連、日本スポーツ法支援センター「スポーツ相談室」などを紹介する運用となっている。

<sup>139</sup> <http://jsl-src.org/>

<sup>140</sup> [http://www.jsad.or.jp/about/pdf/soudan\\_kitei.pdf](http://www.jsad.or.jp/about/pdf/soudan_kitei.pdf)

<sup>141</sup> [http://www.jfa.jp/violence\\_eradication/](http://www.jfa.jp/violence_eradication/)

<sup>142</sup> 内部通報制度に関する規程1条 <http://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2013/09/20130801naibutsuho.pdf>

<sup>143</sup> <http://www.judo.or.jp/p/21582>



□ b 内部通報窓口、相談窓口制度が関係者に周知されていること

本ガイドライン別紙5 通報相談窓口規程<sup>144</sup>

**【解説】**

**◆ 求められる理由**

内部通報窓口、相談窓口制度が設けられているとしても、関係者がそのことを知らなければ、これらの窓口を利用する余地がありません。

スポーツ団体としては、内部通報窓口、相談窓口制度を積極的に広報し、情報が提供されるよう運用していく必要があります。

**◆ ポイント～周知の方法**

内部通報窓口、相談窓口制度を登録者以外にも利用可能とする以上、周知の方法も登録者に限定されたものでは足りず、広く一般人が知り得るようにすべきと考えられます。少なくともホームページ上に内部通報窓口、相談窓口制度を設けていることを明確に示す必要があるでしょう。

また、この関係で、内部通報窓口、相談窓口制度を利用しやすくする観点から、メールやフォームによる通報、相談を可能とする運用を検討する必要もあると考えられます。

---

<sup>144</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_11.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_11.pdf)

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)の通報相談窓口は、ウェブサイトで公開されています<sup>145</sup>。
- 公益財団法人日本スポーツ協会(旧日本体育協会)は、「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」につき、事業概要についてのパンフレット「SPORTS FOR ALL 2017」など紙媒体のほか、ウェブサイトで公開されています<sup>146</sup>。
- 公益財団法人日本サッカー協会では、暴力相談窓口の設置をホームページ上に公開<sup>147</sup>し、また、暴力根絶相談窓口にあった通報の中から事例をホームページ上で公開し<sup>148</sup>、事案の共有や啓蒙を図っています。

---

<sup>145</sup> <https://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=2491>

<sup>146</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/about/tabid/983/Default.aspx>

<sup>147</sup> [http://www.jfa.jp/violence\\_eradication/](http://www.jfa.jp/violence_eradication/)

<sup>148</sup> サッカーの活動における暴力根絶に向けて [https://www.jfa.jp/violence\\_eradication/pdf/140430.pdf](https://www.jfa.jp/violence_eradication/pdf/140430.pdf)

□ c 内部通報窓口、相談窓口制度の担当者に、相談内容に関して守秘義務が課されていること

本ガイドライン別紙5 通報相談窓口規程<sup>149</sup>5 条

## 【解説】

### ◆ 求められる理由

一般的に、内部通報窓口、相談窓口制度を利用する者が最も懸念することは、自らが内部通報窓口、相談窓口制度を利用したことが関係者に漏れて、自らの立場を失うことです。

スポーツ団体としては、安心して相談者が内部通報窓口、相談窓口制度を利用できるよう、内部通報窓口、相談窓口制度の担当者に、相談内容に関して守秘義務を課す必要があります。場合によっては、弁護士等、職務上守秘義務を負うものに業務を委託することも有効です。

### ◆ ポイント ～守秘義務の限界／守秘義務と調査開始の相克

内部通報窓口、相談窓口制度の利用を促進するため、守秘義務を課すことは有効ですが、他方で、事実調査に移行すれば、いずれ相談者が誰であったか判明する(か、少なくとも相談者がある程度予想できる)ケースも多いと考えられます。

内部通報窓口、相談窓口制度の運用に当たっては、プロセスを進めていけば、相談者と行為者との関係が悪化する、相談者が一時的であっても不利益な立場に陥る可能性があることを伝えざるを得ないと考えられます。それでもなお事実調査に移行すべきかどうかについては、ある程度通報者の意思を尊重しなければならないと考えられます。

ただし、「ある程度」通報者の意思を尊重しなければならない、とした点は、重大な不祥事があった場合に、スポーツ団体として本当に対処しなくてよいのか、疑問が残る場面があるためです。すなわち、スポーツ団体の理事や監事、職員等の不祥事に関しては、守秘義務の問題は残るにしても、スポーツ団体の組織法上の問題点から、これを放置することが許容されない場合があります。また、処分基準に照らし合わせれば長期の資格停止以上の処分が見込まれる、特に重大な不祥事があると認定できる場合、さらなる被害者を出さないために、スポーツ団体として何らかの関与が望ましい場面もあると考えられます。2つの対立する価値観(守秘義務と組織法上の問題／守秘義務とさらなる被害の抑止の問題)のどちらを優先すべ

<sup>149</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_11.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_11.pdf)

きか悩ましい問題ですが、少なくともこのような問題点があることを理解したうえで、内部通報窓口、相談窓口制度を運用し、相談者から情報の開示について、可能な限り承諾を得る必要があると考えられます。

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)通報相談処理規程は、守秘義務を定めています<sup>150</sup>。
- 公益財団法人日本スポーツ協会(旧日本体育協会)のスポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程は、守秘義務を定めています<sup>151</sup>。なお、「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」の運営にあたって、ヒアリングや事案整理等を一般社団法人スポーツ法支援・研究センターに委託しており、同センターの相談担当となるのは、法律上守秘義務を負った弁護士となります。

---

<sup>150</sup> [https://www.joc.or.jp/news/download.php?id=2491&fn=JOC\\_通報相談処理規程.pdf](https://www.joc.or.jp/news/download.php?id=2491&fn=JOC_通報相談処理規程.pdf)

<sup>151</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/somu/doc/madoguchikitei.pdf>



- d 内部通報窓口、相談窓口に対する相談者に、相談を行ったことにより不利益な取扱いを行うことが禁止されていること

本ガイドライン別紙5 通報相談窓口規程<sup>152</sup>6 条

### 【解説】

#### ◆ 求められる理由

一般的に、内部通報窓口、相談窓口制度を利用する者が最も懸念することは、自らが内部通報窓口、相談窓口制度を利用したことが関係者に漏れて、自らの立場を失うことです。

スポーツ団体としては、安心して相談者が内部通報窓口、相談窓口制度を利用できるよう、守秘義務だけではなく、スポーツ団体として、相談者に対し、不利益な取扱いを行わず、加盟団体をして不利益な取扱いを行わせないことを明示する必要があります。

#### ◆ ポイント ～不利益な取扱いとは

公益通報者保護法では、不利益な取扱いとは、解雇、降格、減給その他があげられています(公益通報者保護法 3 条、4 条)。スポーツ団体との関係では、労働関係でない場合も多いですが、この場合の不利益な取扱いとは、懲罰制度に基づく不祥事処分や、その他のスポーツ活動上の不利益も指すと考えるべきでしょう。

---

<sup>152</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_11.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_11.pdf)

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)通報相談処理規程では、不利益取扱いが禁止されています<sup>153</sup>。
- 公益財団法人日本スポーツ協会(旧日本体育協会)のスポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程では、不利益取扱いが禁止されています<sup>154</sup>。
- 公益財団法人日本サッカー協会では、内部通報者保護規則<sup>155</sup>を定めており同規則 10条で通報者に対する不利益処分をすることを禁止しています。

---

<sup>153</sup> [https://www.joc.or.jp/news/download.php?id=2491&fn=JOC\\_通報相談処理規程.pdf](https://www.joc.or.jp/news/download.php?id=2491&fn=JOC_通報相談処理規程.pdf)

<sup>154</sup> <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/somu/doc/madoguchikitei.pdf>

<sup>155</sup> <http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/whistle-blower.pdf>

### (3) 危機管理体制・不祥事対応体制の構築(2項目)

- |  |
|--|
| □ a スポーツ団体において必要な危機管理体制が構築され、危機管理マニュアルを策定し、具体的に実施され、随時見直しが図られていること |
|--|

本ガイドライン別紙7 モデル危機管理マニュアル<sup>156</sup>

#### 【解説】

##### ◆ 求められる理由

コンプライアンス強化に向けた組織基盤とは、「(1)コンプライアンス推進組織」と「(2)司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)」を構築するだけでは足りません。すなわち、不祥事が発生しないようコンプライアンス推進組織を構築し、発生した不祥事について適切に処分するために司法機関を設けたとしても、発生した不祥事に関して、社会一般への対応を誤ると、スポーツ団体への信頼は容易に失われてしまいます。

不祥事の発生は、スポーツ団体にとって一種の危機です。コンプライアンス推進組織によってリスク管理を行ってもなお不祥事という危機は発生しうるものですから、この場合、いつ、誰が何をするか、事前に明確にしておき、対応が後手に回らないよう、常に準備しておく必要があります。

危機管理は、指揮系統を示す危機管理体制と、予想される具体的な不祥事が起こった場合の危機管理マニュアルの2つを準備する必要があると考えられます。

##### ◆ ポイント

#### ① 危機管理、リスク管理とコンプライアンス

ガバナンスとコンプライアンスの峻別が困難であることと同様に、危機管理、リスク管理とコンプライアンスの区別もまた困難です。

危機管理とは、発生が不可避である危機に対してどのように対応し、被害を低減すべく管理することであり、リスク管理とは、危機の発生可能性そのものを減少させ、被害を低減すべく管理することです。

この点、コンプライアンス推進組織はリスク管理の組織を兼ねており、司法機関は危機管理の組織を兼ねています。

重要なことは、両者の位置づけを峻別することではなく、網羅的に対応方法を整理し、スポーツ団体として社会的責任を果たすことです。

<sup>156</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_13.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_13.pdf)

## ② 危機管理マニュアル

危機管理マニュアルは、スポーツ団体の活動の支障となり得る想定される各種の危機を網羅的に列挙し、それぞれの対応策をまとめるべきです。不祥事に限らず、不全な公益活動や情報の提供、八百長の発生等による信用低下等の信用リスク、役職員の不正、役員間の内紛、代表者の承継問題等の人的リスク、自然災害、事故、インフルエンザ等の感染症の発生の事故災害リスク、個人情報漏洩による信用失墜、サイバーアタック等の情報漏洩リスク等、発生しうる危機はできる限り列挙することが望ましいです。

こと発生しうる不祥事という視点からは、平成 29 年度スポーツ庁委託事業「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン 不祥事対応事例集」<sup>157</sup>なども参考にしながら、各スポーツ団体で発生しうるものかどうか取捨選択のうえ、危機管理マニュアルへの掲載を検討するのがよいと考えられます。

---

<sup>157</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_01.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf)

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)は、オリンピック日本代表選手団向けの危機管理マニュアルを作成しています<sup>158</sup>。大会期間中のJOCの危機管理体制や緊急時の連絡体制の他、個々で対応可能な生活面の安全対策などが記載されています。
- 公益財団法人日本水泳連盟は、海外に遠征する日本代表選手団向けの危機管理マニュアル<sup>159</sup>を作成し、選手の身の安全の確保を図るとともに、関係者に対してコンプライアンスへの自覚を促しています。
- 公益財団法人日本セーリング連盟では、安全危機管理ワーキンググループが、「危機管理の立場から見たヨットレース主催とは」と題された提言書を公表しています<sup>160</sup>。提言書には、「安全対策・緊急対応フローチャート(オフショア・インショア)」<sup>161</sup>などが掲載されています。
- 公益社団法人日本ボート協会は、ローイング安全マニュアルを作成し、安全なローイングの啓発につとめています<sup>162</sup>。

---

<sup>158</sup> <https://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=1563>

<sup>159</sup> [https://www.swim.or.jp/files/crisis\\_management.pdf](https://www.swim.or.jp/files/crisis_management.pdf)

<sup>160</sup> [http://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/anzen\\_wg](http://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/anzen_wg)

<sup>161</sup> [http://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/anzen\\_wg?pid=7167](http://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/anzen_wg?pid=7167)

<sup>162</sup> <https://www.jara.or.jp/safety/current/>



- b スポーツ団体の危機管理マニュアルや「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン 不祥事対応事例集」を役員及び担当職員が理解していること

本ガイドライン別紙7 モデル危機管理マニュアル<sup>163</sup>

## 【解説】

### ◆ 求められる理由

スポーツ団体の危機管理マニュアルが定められていたとしても、スポーツ団体の役職員が理解していなければ、危機管理体制が構築されたとはいえません。適切な危機管理を実行するためにも、スポーツ団体の危機管理マニュアルや「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン 不祥事対応事例集」<sup>164</sup>の内容をスポーツ団体の役職員が理解することが重要です。

### ◆ ポイント

#### ① 危機管理マニュアル

危機管理マニュアルは、スポーツ団体の活動の支障となり得る想定される各種の危機を網羅的に列挙し、それぞれの対応策をまとめるべきです。「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン 不祥事対応事例集」<sup>165</sup>も参考にしながら、各スポーツ団体で発生しうるものかどうか取捨選択のうえ、危機管理マニュアルへの掲載を検討するのがよいと考えられます。

#### ② スポーツ団体の役職員に対する研修

スポーツ団体の危機管理マニュアルや「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン 不祥事対応事例集」<sup>166</sup>の内容をスポーツ団体の役職員が理解するためには、定期的に、スポーツ団体の役職員に対する研修を実施する必要があります。

後述する本ガイドラインのスポーツ団体の役職員向け[組織マネジメント]のコンプライアンス教育の実施では、個別のテーマごとの研修になっていますが、危機管理全般を対象とした研修も実施すべきでしょう。

<sup>163</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_13.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_13.pdf)

<sup>164</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_01.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf)

<sup>165</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_01.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf)

<sup>166</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_01.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf)

## 【具体的な実践例】

- 川崎市スポーツ協会の「危機管理マニュアル要綱」(平成 24 年 4 月)<sup>167</sup>が、(1)犯罪・事故発生時、(2)登山中の事故等、(3)競技中の事故等、(4)移動中の事故等などの危機事象に特化したマニュアルとなっており、内容も中止基準などに特化しています。特に、スポーツ中止基準などは、大会主催者としてのスポーツ団体にとっては参考になります。
- 公益財団法人日本サッカー協会(JFA) のリスク管理規則 18 条で以下のとおり定めています<sup>168</sup>。

緊急事態が発生した場合、その被害及び損失を最小限に留めるため、緊急事態の事案を担当する部署は、対策室設置までの間、初動対応する。

2 初動対応の基本的な考え方は、次のとおりとする。

- (1)人命救助、受益者、関係者の安全確保を最優先とする。
- (2)被害の拡大、二次災害、事故等の再発を防止する。感染症発生の場合は、感染の拡大及び再感染防止を図る。
- (3)警察等、関係する官公庁に連絡する。

---

<sup>167</sup>

<http://kawaspokyo.jp/kitei/7%E5%85%AC%E7%9B%8A%E8%B2%A1%E5%9B%A3%E6%B3%95%E4%BA%BA%E5%B7%9D%E5%B4%8E%E5%B8%82%EF%BD%BD%EF%BE%8E%EF%BE%9F%EF%BD%B0%EF%BE%82%E5%8D%94%E4%BC%9A%E5%8D%B1%E6%A9%9F%E7%AE%A1%E7%90%86%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E8%A6%81%E7%B6%B1.pdf>

<sup>168</sup> [http://www.jfa.jp/about\\_jfa/report/PDF/k20170914\\_1\\_1.pdf](http://www.jfa.jp/about_jfa/report/PDF/k20170914_1_1.pdf)  
[http://www.jfa.jp/about\\_jfa/report/PDF/k20170914\\_1\\_2.pdf](http://www.jfa.jp/about_jfa/report/PDF/k20170914_1_2.pdf)